



DISCLOSURE

JAバンク京都信連ディスクロージャー2020

J A バンク 京 都 信 連 DISCLOSURE 2020

目 次

ごあいさつ	1	役員等の報酬体系	26
経営方針	2	沿革・歩み	28
運営体制	3	業務内容	29
事業概況（2019年度）	15	財務諸表	39
社会的責任と貢献活動	18	資料編	53
組織の概要	24	ご参考	83

業 務 内 容

○業務のご案内	30
・貯金業務	
・貸出業務	
・余裕金運用業務	
・為替決済業務	
・公共債・投資信託の窓口販売業務	
・その他のサービス業務	
○商品のご案内	31
・貯金	
・個人向けご融資	
・農業者向けご融資	
・一般企業等事業者向けご融資	
・制度資金のご融資	
・JAキャッシュカードサービス	
・為替サービス	
・国債	
・投資信託	
・その他のサービス	
○各種手数料	38
・内国為替の取扱手数料	
・その他の手数料	

財 務 諸 表

○決算の状況	40
・貸借対照表	
・損益計算書	
・剰余金処分計算書	
・キャッシュ・フロー計算書	
・注記表	
・財務諸表の適正性等にかかる確認	
・会計監査人の監査	

資 料 編

○損益の状況	54
・利益総括表	
・資金運用収支の内訳	
・受取・支払利息の増減額	
○事業の概況	55
・貯金に関する指標	
・貸出金等に関する指標	
・有価証券に関する指標	
・有価証券の時価情報等	
○経営諸指標	64
・利益率	
・貯貸率	
・貯証率	
○自己資本の充実の状況	65
・自己資本の状況	
・信用リスクに関する事項	
・信用リスク削減手法に関する事項	
・派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	
・証券化エクスポージャーに関する事項	
・オペレーショナル・リスクに関する事項	
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
・金利リスクに関する事項	

●本冊子は農業協同組合法第54条の3にもとづいて作成したディスクロージャー資料です。
●金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

■ ぐあいさつ



経営管理委員会会長

中川 泰宏



代表理事理事長

高見 裕昭

みなさまには、日頃より京都府信用農業協同組合連合会（JAバンク京都信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、1948年の設立以来、府内JAと一体となって、府内農業の発展を金融面から支援させていただくとともに、組合員・利用者のニーズに応え、地域社会の発展に役立つ金融機関を目指し、業務展開を図ってまいりました。

この冊子は、2019年度の当会の事業概況や経営状況、業務内容等を取りまとめ、利用者のみなさまに当会に対するご理解を一層深めていただくために作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、2019年度のわが国の経済は、緩やかな回復を続けておりましたが、消費増税や天候不順が個人消費の下押し圧力となったほか、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が追い打ちとなり、年度末に大きく悪化しました。米国や中国をはじめとする主要国の景気も、米中貿易を巡る「第1段階の合意」により下振れ懸念が和らぐと期待されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で急減速しました。

農業を取り巻く情勢につきましては、法人化や大規模化が進み、農業法人や集落営農組織は徐々に増加傾向にありますが、農業従事者の高齢化と担い手不足、相次ぐ自然災害や有害鳥獣による農作物への被害の拡大など多くの課題を抱えています。

こうした中、当会はJAと一体となり、農業者所得および生産性の向上、新規就農者の育成による担い手確保等を目的に「農業・農業者応援プラン」を展開しています。併せて、府内農畜産物の魅力を幅広くPRする企画や店舗美飾化を実施し、農業者と利用者の満足度向上に努めています。

2020年度は金融、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されますが、JAバンク京都が農業者・利用者から一層必要とされる存在となるため、役職員一丸となり、農業振興や地域の活性化に貢献する事業展開を取り進めます。

今後とも格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2020年7月

経営管理委員会会長
代表理事理事長

中川 泰宏
高見 裕昭

経営方針

JAバンク京都信連は、以下の経営理念のもと、2019年度から2021年度を計画期間とする「中期経営計画」を策定し、基本目標の実現に向け取り組んでおります。

■ 経営理念

府内JA信用事業の連合会として協同組合活動を通じ、京都の農業振興と地域経済の発展に貢献します。

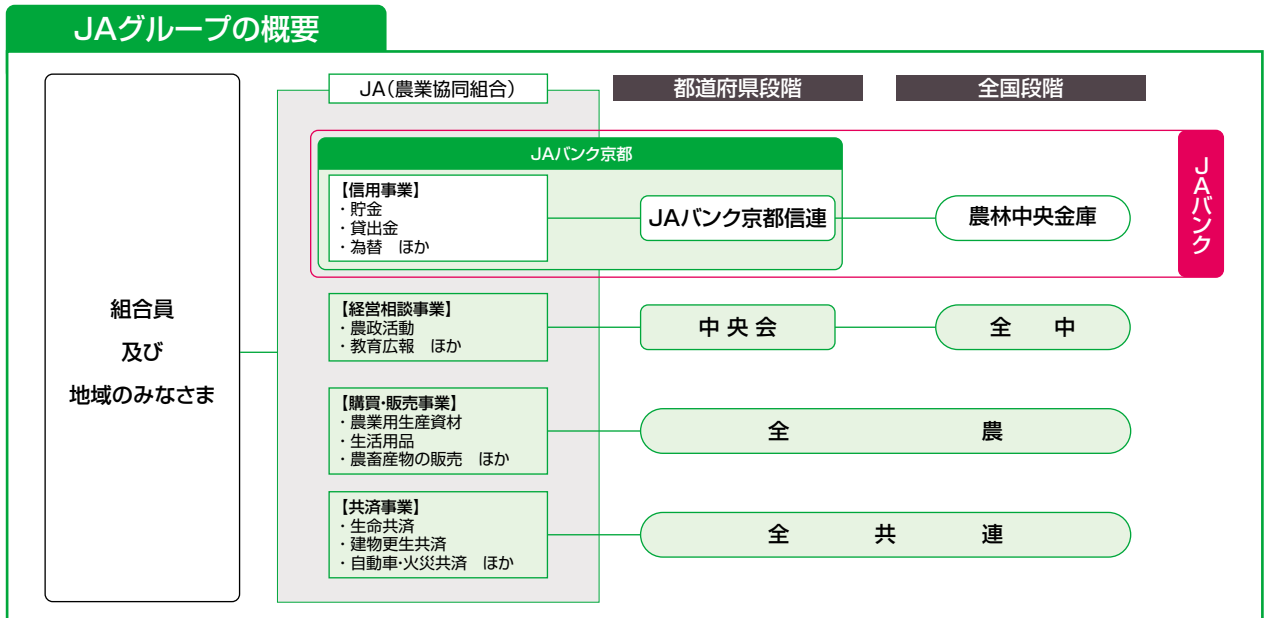
■ 基本目標

1. 食と農を基軸に、JAと一体となって地域社会に貢献し、組合員・地域住民の満足度・信頼感を高める。
2. 事業変革を実践し、持続可能な収益構造を構築するとともに、安定的な機能還元に努める。
3. 内部管理態勢の高度化により、経営の健全性・信頼性を確保する。

【JAグループとは】

JAグループは、市町村・都道府県・全国の各段階で構成する協同組合組織です。

当会は都道府県段階の信連であり、京都府内のJAの信用事業をサポートする役割を担っています。



JAバンクは銀行や信用金庫などと同じように、組合員だけでなく地域のどなた様でもお気軽にご利用いただけます。

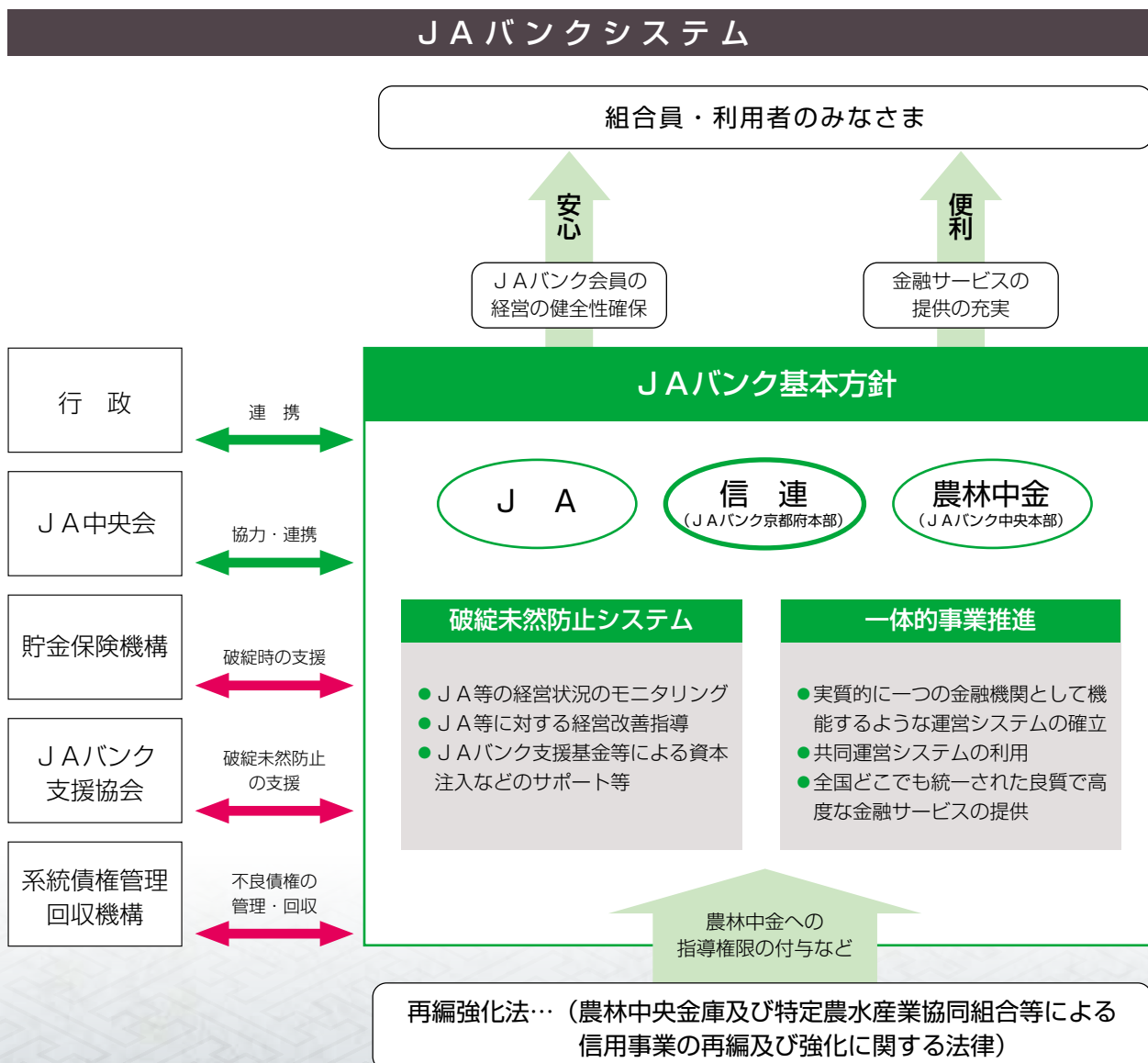
運営体制

■ J Aバンクシステム

J Aバンクは、万全の体制で、組合員と利用者みなさまに、より一層の安心と便利をお届けします。

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J A・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J Aバンクシステム」といいます。

「J Aバンクシステム」は、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



■ JAバンク・セーフティネット

みなさまからより安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクでは、「貯金保険制度」と「破綻未然防止システム」により、「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。

この仕組みによって、組合員・利用者みなさまに、より一層の「安心」を届けています。



● 貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の公的保護制度です。

● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,658億円となっています。

■ 業務の適正を確保するための体制

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しております。

【内部統制基本方針】

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、倫理行動基準、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては事前に当会のコンプライアンス全般にかかる統括部署である総務部が審査を行う。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス関係部署および外部の窓口にご相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、定期または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を行う。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会および経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査部長は、監事および会計監査人と必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

6. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
- (2) 監事は理事と協議のうえ、必要と認める職員等を監査の補助に当たらせることができる。
- (3) 監事の補助をする者は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。

7. 理事および職員が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

- (1) 経営管理委員又は理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
- (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査部は、業務監査結果を監事に報告し、必要に応じて意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。

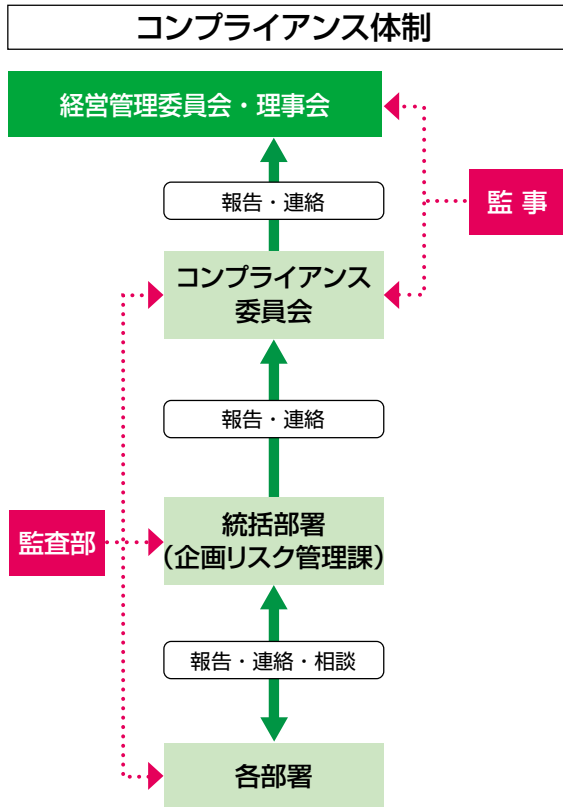
- (5) 前記1(3)の「ヘルプライン」制度の運用状況について、監事に報告を行う。
8. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
9. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針
監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、JA監事監査基準及び監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、理事会、経営管理委員会の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、2019年度の運用状況は以下のとおりです。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令等遵守体制については、役職員の倫理行動基準を定めるとともに、コンプライアンス・マニュアルの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力との関係遮断については、府内JAに向けた研修会対応の支援等の取組みを実施しています。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書規程をはじめとする諸規定を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク業務継続要領を定めています。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画及び事業計画の進捗管理をALM委員会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、常務者会・運用調整会議を、週1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。
5. 内部監査体制
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長及び監事に報告しています。
6. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項
監事の職務執行を補助するため、職員等を監査の補助に当たらせています。
7. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。
8. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。
9. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針
監事の職務執行について生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしています。
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

■ コンプライアンス（法令等遵守）の態勢



金融機関が直面するリスクの多様化、複雑化を踏まえ、自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことは、地域金融機関として社会的責任を果たすための必須事項であると強く認識しています。

当会の役職員一人ひとりが、高い倫理観と使命感をもって、常に社会的責任を自覚し、健全な業務運営を行っています。

当会では、コンプライアンスにかかる基本方針を具現化し、利用者・社会から一層の信頼を確保するため、倫理行動基準を策定するとともに役職員の行動規範や遵守すべき法令等を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルを策定しています。また、コンプライアンスの実践計画として毎年度理事会で決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、内部研修・自己啓発等を確実に実践することによって、コンプライアンス重視の組織風土を醸成しています。

【コンプライアンスにかかる基本方針】

1. 当会の社会的責任と公共的使命の認識
当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
2. 会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、府下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与する。
3. 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。
4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。
6. 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。
7. 環境問題への取組
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。
8. 持続可能な社会貢献活動への取組
当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。

【 J Aバンク京都信連倫理行動基準 】

1. プロとしての自覚

私たちは、高い倫理観のもと専門性を一層磨き、柔軟な発想・誠実な態度・信頼の評価を併せ持つ、金融のプロとして行動します。

2. 積極的な行動

私たちは、他組織との連携による高度な情報分析、迅速・確実な情報提供と有効な提案等、会員・利用者等のニーズに応えるため積極的に行動します。

3. 関連法規の遵守

私たちは、あらゆる法令・会内規則・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正で誠実な事業運営を行います。

4. 公正・透明な取引と効率的な業務運営

私たちは、取引に関連した過度な贈答・接待の授受を慎み、節度を持った交際、コスト意識の堅持を通し、常に公正・透明・効率的な取引を行います。

5. 人権の尊重

私たちは、役職員一人ひとりがお互いを尊重し、常に相手の立場に立って考え行動する、差別やハラスメントのない職場づくりに努めます。

6. 働きやすい職場を目指して

私たちは、お互いを尊重し、高いモラルの維持とコミュニケーションの充実により団結力を高め、個々の能力が発揮できる働きやすい職場を目指します。

7. 地域社会の一員として

私たちは、良識ある行動と地域活動への積極的な参加に努めるとともに、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き断固としてこれを排除します。

8. 環境への取組

私たちは、省資源・省エネ・リサイクルなど資源の有効活用に努め、環境にやさしい取り組みを積極的に行います。

■ 個人情報保護方針

当会は、お客様の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが、事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

【個人情報保護方針】

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者等の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒601-8585

京都府京都市南区東九条西山王町1番地
京都府信用農業協同組合連合会 総務部企画リ
スク管理課

TEL 075-681-2413

■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

【利用者保護等管理方針】

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

【金融 ADR 制度への対応】

① 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の苦情等受付窓口

(電話：075-681-2413 (月～金 9時～17時))

② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）、兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）、公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、京都弁護士会紛争解決センター、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター、兵庫県弁護士会紛争解決センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会でできる訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問い合わせください。

■ 情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報の適切なセキュリティ確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約いたします。

【情報セキュリティ基本方針】

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、役職員の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム（組織的に情報セキュリティの維持および向上のための施策を立案、運用、見直しおよび改善すること）を確立し、維持改善に努めます。

■ 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表いたします。

【利益相反管理方針の概要】

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

(3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ マネー・ローndリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

【マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

1. 運営等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 組織的な対応

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

■ 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

【金融商品の勧誘方針】

1. お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 貸出運営

当会は、京都府を事業区域とする地域金融機関であるとともに京都府内JAの信用事業の連合会として、JAの組合員及び地域の皆様からお預かりした大切な資金を、農業振興と地域経済発展のために安定的に融通することが重要な役割と認識しております。地域金融機関として、農業者・農業法人はもとより、地場産業、地方公共団体など地域のさまざまな資金ニーズに応えることにより、地域の農業と経済の一層の発展に貢献できるよう取り組んでおります。

■ リスク管理の態勢

金融機関が内包するリスクは、信用リスク・市場関連リスク・事務リスク等多種多様にわたり、量的な増大とともに質的にも一段と複雑化しています。こうした情勢の中、金融機関のリスク管理能力の充実は年々重要性を増しており、健全性の高い経営、さらなる信頼性の確保を目指すなかで、より高いレベルでのリスク管理態勢の構築が最重要事項となっています。

当会では、会員・利用者の皆様に安心してご利用いただくため、「リスクマネジメント基本方針」を中心として、認識すべきリスクの種類や管理手法・管理体制などのリスク管理体系を整備しており、それに基づいたリスク管理体制の確立により、リスクのコントロールと安定的な収益確保に努めています。

■ リスク管理体制

経営管理委員会において「リスクマネジメント基本方針」を策定し、リスク管理の対象とするリスクの種類を定義するとともに、リスク管理体制を明らかにしています。

審査業務、リスク管理業務およびALM管理業務についてはミドル部門である「企画リスク管理課」が主管部署として行い、当会規程に基づいて適宜、ALM委員会、リスク管理委員会にて協議・検討し、理事会・経営管理委員会へ附議・報告を行う体制としています。

なお、当会において認識するリスクについては以下のとおりです。

● 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、当会が保有する資産の価値が減少ないし消失することにより、損失を被るリスクです。

● 市場リスク

市場リスクとは、市場金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな要因が変動することにより、当会が保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクです。

その他、役職員の事務処理や事故・不正等にかかる「事務リスク」、コンピューター障害、誤作動等にかかる「システムリスク」、資金調達にかかる「流動性リスク」、法律や契約にかかる「法務リスク」があります。

■ A L M委員会・リスク管理委員会

A L M委員会・リスク管理委員会を毎月開催しています。

A L M委員会においては、リスクを適正な水準に保つための適切な資産配分とそれに伴う収益の安定を図り、加えて中長期収支シミュレーションの実施により金利変動に対応した安定収益が確保できるように努めています。

リスク管理委員会においては、各種限度額等のモニタリングの結果報告を行うとともに、諸情報の分析結果の報告、検討を行っています。これにより、各部署へのリスクマネジメント意識の周知徹底、リスク量に見合った収益の確保を図っています。

■ 統合的なリスク管理について

信用リスクや市場関連リスクを計量化するとともに、自己資本を配賦原資としたリスク許容額を算出し、リスクの種類別にリスク許容額の配分を決定しています。各部門は、決定されたリスク許容額の範囲内において業務運営を行い、リスク管理部門が一元的な管理を行うことにより経営の健全性確保に努めています。

またリスク分散の観点から運用限度額基準を設定し、一与信先に対する与信限度額、格付別与信限度額、業種別与信限度額を管理しており、これについても事業年度毎に見直し、毎月のモニタリングで検証しています。加えて受益証券、金銭の信託、デリバティブ取引等については別途ロスカット基準を定めるなど、損失拡大の未然防止にも努めています。

■ 審査体制

融資部門、市場取引部門から独立したリスク管理部門（企画リスク管理課）が二次審査を実

施する体制を採り、審査にかかる牽制機能を保っています。また、与信限度額管理を行いリスク集中の防止に努めるとともに、与信先の経営状況や資金使途等の把握、投資商品のリスク分析など、厳密な審査を行い、資産の健全性の維持・向上を図っています。

■ 内部監査体制

内部監査部署を独立した部門として設置することにより、常勤監事・員外監事とともに、組織・業務全体にわたって監査・指導を行い、監査体制の充実強化に努めています。

事業概況 (2019年度)

2019年度の当会の事業につきましては、府内JAをはじめ地域のみなさまのご協力のもと事業伸長に努めましたが、事業収益は10,635百万円（前年対比△438百万円）となり、金利低下等収益環境の悪化により、経常利益は1,061百万円（前年対比△743百万円）、当期剰余金は972百万円（前年対比△296百万円）となりました。

以下につきましては、各業務部門の報告です。

■ 金融推進業務

1. JA信用事業強化に向けた取り組み

JAバンク京都中期戦略（2019年度～2021年度）の初年度として、2019年度JAバンク京都実践方策に掲げた基本目標の実現と事業量目標の達成に向けて取り組みました。

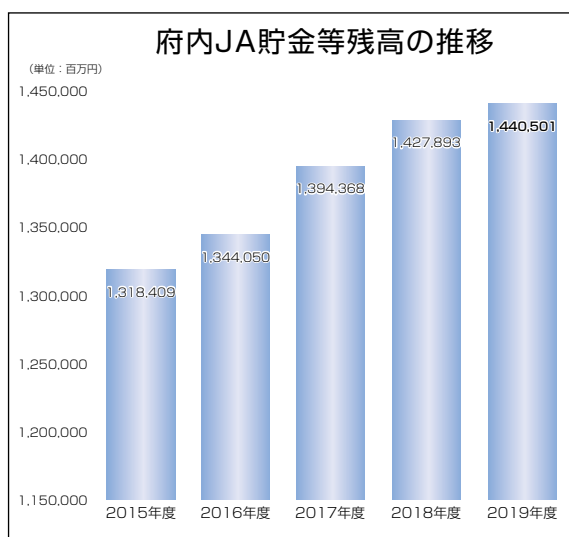
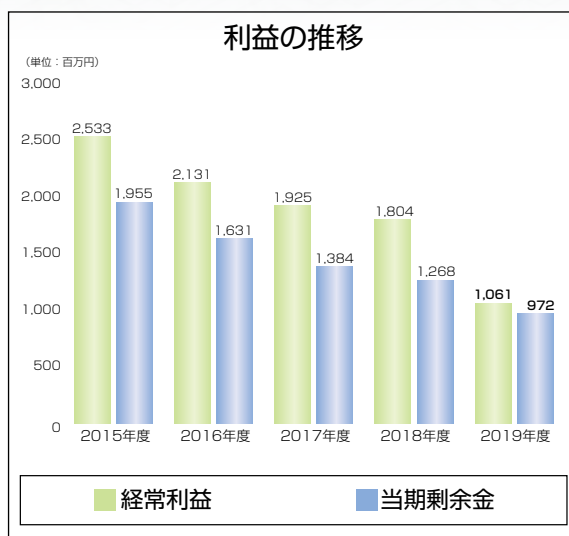
JA貯金は、1兆4,405億円（前年対比+0.8%）と伸長しました。「集める貯金」から「集まる貯金」への転換を図るため、給与振込口座・年金受取口座の獲得、ライフイベントに応じた提案による家計のメイン化に注力しました。

JAの農業融資は、736件、2,223百万円を実行し、期末残高は6,315百万円（前年対比+12.8%）となりました。「農業・農業者応援プラン」による利子補給・保証料助成等により、農業・地域の成長を支援しました。

また、各種提案、「貸出強化支援プログラム」導入等によりローン専任担当者の営業力強化を進めた結果、JAバンクローン残高は1,811億円（前年対比+4.0%）と伸長しました。

2. JAバンク京都の健全性・信頼性の確保

財務モニタリングを実施したほか、各JA本店を訪問しオンサイトによる体制整備モニタリングを実施し、リスク管理態勢・内部管理態勢の確認・強化に取り組みました。



■ 貯金業務

J A 預り金の増加により3月末貯金残高は、1兆2,613億円（前年対比+0.9%）となりました。

■ 融資業務

農業融資については、J A や各連合会と連携し、農業者・農業法人等メイン強化先との関係構築・取引強化に取り組みました。J A の補完融資や日本公庫資金等40件、475百万円を実行し、期末残高は2,417百万円（前年対比△2.5%）となりました。

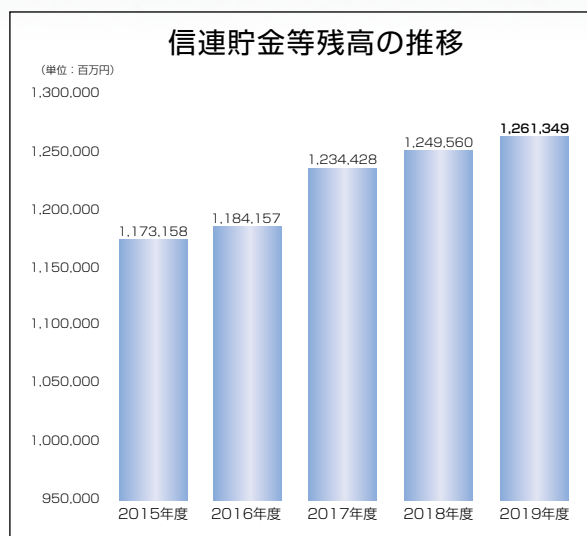
事業性融資については、地元企業や上場企業等への食・農関連取引拡大等も意識した営業活動により、新規取引の獲得や貸出ニーズの発掘に努めるとともに、シンジケートローン等にも積極的に取り組んだ結果、期末残高は1,152億円（前年対比+13.5%）となりました。

■ 余裕金運用業務

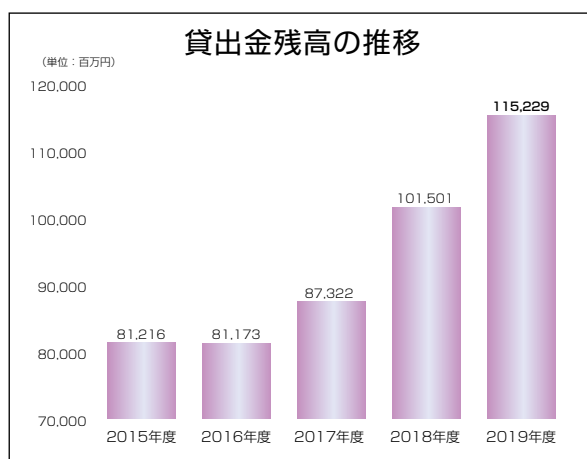
短期資金は、系統定期預金の取組みや買入金債権の取得を行ったほか、新たに国債を担保としたマイナス金利での短期資金の調達を実施し、流動性を確保しつつ、より効率的な運用に努めました。

有価証券は、リスクの異なる資産への分散投資により事業計画以上の利息配当金を確保しましたが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大による金融市場の混乱を受け、売却による運用資産の圧縮を実施したため、キャピタル損益は事業計画を下回る結果となりました。

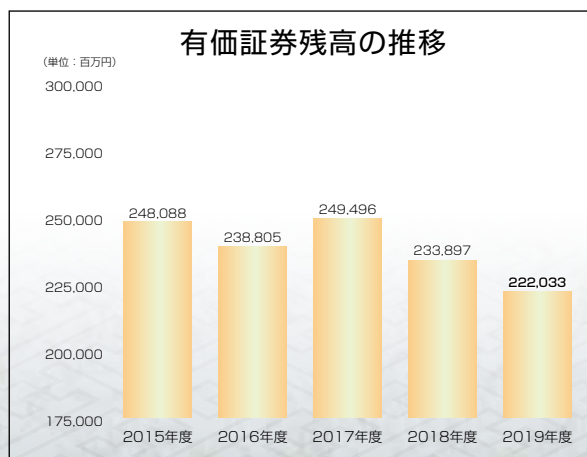
信連貯金等残高の推移



貸出金残高の推移



有価証券残高の推移



■ 為替決済業務

手形交換業務について、「電子交換所設立」に向け、新たな機器導入等の環境整備に取り組みました。また、為替実務担当者研修会、国庫金振込事務取扱説明会及び現金取扱事務研修会を実施するとともに、店舗巡回による国庫金振込事務検査を実施し、適正な事務処理の徹底を図りました。

■ 最近の5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	11,624	11,808	11,307	11,937	11,204
経常利益	2,533	2,131	1,925	1,804	1,061
当期剰余金	1,955	1,631	1,384	1,268	972
出資金	32,681	32,681	32,681	32,681	41,997
(出資口数)	(3,268,132)	(3,268,132)	(3,268,132)	(3,268,132)	(4,199,732)
純資産額	68,308	66,565	67,448	67,614	75,261
総資産額	1,267,156	1,286,000	1,348,960	1,377,527	1,403,181
貯金等残高	1,173,158	1,184,157	1,234,428	1,249,560	1,261,349
貸出金残高	81,216	81,173	87,322	101,501	115,229
有価証券残高	248,088	238,805	249,496	233,897	222,033
剰余金配当金額	921	949	973	1,000	1,160
普通出資配当額	159(2.00)	159(2.00)	159(2.00)	159(2.00)	159(2.00)
後配出資配当額	246(1.00)	246(1.00)	246(1.00)	246(1.00)	397(1.17)
事業分量配当額	515(0.050)	543(0.050)	566(0.050)	593(0.050)	602(0.050)
職員数	85	90	93	87	89
単体自己資本比率	21.35	19.46	18.95	15.78	16.96

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

社会的責任と貢献活動

当会は、京都府を事業区域とし、JAなどが会員となる相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成しJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供だけでなく、環境、文化、教育面も含め、幅広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

引き続き自己改革の実践を通じ、組合員・利用者・地域において一層必要とされる存在になるために、JAと一体となり農業所得の増大や地域社会の発展に貢献します。

■ 地域貢献活動

■ 地域からの資金調達の状況

当会の2019年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む）は、1兆2,613億円となり、うち1兆2,145億円は府内JAよりお預かりしています。

■ 地域への資金供給の状況

当会の2019年度末の貸出金残高は、1,152億円となりました。

当会の資金は、JA組合員や農業者、農業関連企業をはじめ、地域内の一般事業者や地方公共団体等にご利用いただいております。また、(株)日本政策金融公庫の農林資金の受託貸付も取り扱っており、農業の担い手を金融面から積極的に支援しております。

■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

【お客さま本位の業務運営に関する取組方針】

1 お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、複数の投資運用会社の商品を比較し、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2 お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりや

すい説明に努めます。

3 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4 お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

■ 地域密着型農業金融の取り組み

1. 地域農業の発展・活性化支援

① 農業者・中小企業等への経営支援に関する取り組み

農業者の協同組織金融機関として、農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくことを「最も重要な役割のひとつ」として位置づけるとともに、お客様からの経営相談、貸付条件の変更等の申出に対しても積極的かつきめ細かく対応することで、経営改善への取り組みを支援できるよう努めています。

また、この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた農業者や中小企業者等の皆様に対しては、災害等相談窓口を設置し、融資等に関するご相談に対応しています。「農業近代化資金」、「農林漁業セーフティネット資金」、「京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金」等の制度資金も活用し、新規融資や貸付条件の変更等による金融支援に取り組んでいます。

融資審査にあたっては「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し遵守するための態勢を整備し、誠実に対応するよう努めています。

■ 金融円滑化にかかる基本方針

当会は、府内JA信用事業の連合会として、農業者や中小企業者等のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくことを、当会の最も重要な役割のひとつとして位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

【金融円滑化にかかる基本方針】

- 1 当会は、農業者や中小企業者等のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、研修等により上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、農業者や中小企業者等のお客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当会は、農業者や中小企業者等のお客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する

問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理に関する体制について

当会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) コンプライアンス委員会での協議

専務、各部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 苦情・相談窓口の設置

事業資金または住宅資金をお借入いただいている農業者または中小企業者等のお客様からの円滑化にかかる相談窓口及び苦情相談窓口を設置しています。

(3) 金融円滑化管理責任者および担当者の設置

営業部長を金融円滑化管理責任者とし、営業部に金融円滑化担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

② 農業担い手支援

当会の「農業金融センター」、各JAの「担い手金融リーダー」、JA京都中央会・各連合会による「JAグループ京都担い手、地域・農業活性化サポートセンター」などが連携しあい、農業の担い手のニーズに応えるため、金融面からの支援に取り組んでいます。

また、(株)日本政策金融公庫の農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農業改良資金、青年等就農資金融資等の活用により、農業者の経営規模拡大・経営効率化や新規就農者の定着を支援しています。

③ JAグループ京都担い手対応連絡協議会を通じた取り組み

当会およびJA京都中央会等で組織する連絡協議会を通じて、他の連合会と事業間連携・情報交換を行うとともに、JAグループ京都農業法人協会に加盟する135会員を中心に訪問活動を展開し、資金ニーズの把握等に努めています。

④ 担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業者の資金ニーズに応じた最適な資金提供ができるよう、幅広い相談対応に努めるとともに、アグリビジネス投資育成株式会社のアグリシードファンドを活用し、農林中央金庫と連携して地域の農業発展の核となる農業法人に対する資本増強にも積極的に取り組んでいます。

⑤ 農畜産物の消費拡大と農業所得の増大に向けた取り組み

農林中央金庫や関係行政機関等と連携し、商品冊子を用いた企業向けの農畜産物紹介活動

やビジネスマッチング、販売力強化のサポートを行い、府内の農畜産物の消費拡大と農業所得の増大に向けた支援に取り組んでいます。

2. 農業・農業者応援プラン

JAバンク京都では「農業・農業者応援プラン」を中心とした農業・農業者・地域を支援するための施策を実施しております。「経営安定化対策」、「農業法人等活性化対策」、「就農支援対策」、「食農教育・地域貢献対策」を4つの柱として、利子補給や保証料助成、リース料助成のほか、新規就農や法人化、直売所運営等に伴う各種費用助成等により、担い手の所得増大と経営安定化、地域の活性化等を応援する取り組みを行っております。

また、農業者とJAの架け橋となる「農業アドバイザー」の設置支援や、食農教育応援事業等、農林中央金庫や関係機関等と協調・連携しながら、活力ある地域農業の支援を行っています。



《主な事業》

① 農業資金利子補給事業・保証料助成事業

JAの農業資金である『農業経営資金』について、最大1%・最長期間10年の利子補給を行うとともに、基金協会保証料を全額助成することで、農業者の方たちの借入にかかる負担を軽減し、農業経営を応援しています。

② 農業被害支助力子補給事業

自然災害等により経営基盤に被害を受けた農業者向けのJA融資に対し、利子補給を行うことにより、金利負担の軽減を図り農業経営の復興を支援しています。

③ 農業経営管理支援事業利用料助成事業

JAが実施する『農業経営管理支援事業』（記帳代行サービス等）の顧客基本料の半額を助成し、農家経営の安定化を応援しています。

④ その他農業・農業者支援

個人や集落営農組織等が法人化する際の費用の一部助成、有害鳥獣被害の防止・軽減を行う取り組みへの助成、JAグループ京都農業法人協会等が行う農業者向け研修会等への助成、JA農産物直売所が行う農業者所得向上への助成、食農教育・地域貢献にかかるイベントへの助成等、農業振興・農業者の所得向上ならびに地域活性化に繋がる取り組みの後押しを行っています。



社会的責任と貢献活動

3. JAバンクアグリサポート事業（JAバンクアグリ・エコサポート基金）

JAバンクとして、日本の農業・農村に対する支援を行うため、農林中央金庫が主体となっ

て「JAバンクアグリ・エコサポート基金」を設立し、全国で事業を展開しています。

《主な事業》

① 利子助成事業

JAの担い手向け融資など、一定の農業融資に対する利子助成を行っております。

② JAバンク食農教育応援事業（教材本贈呈事業）

子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけになるよう、京都府内の公立小学校に、「農業と食」「農業と環境」「農業と経済」をテーマとする補助教材本・DVD「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しています。

2019年度は、小学5年生約2万人に補助教材本を贈りました。



4. 農商工連携応援ファンドを通じた支援

JA京都中央会や京都府、地元金融機関とともに「きょうと農商工連携応援ファンド」に対して資金を拠出し、府内の農林漁業者と中小企業者の密接な連携による新たな京都ブランドの創造や、新たな農業ビジネスの創出等の取り組みに対し、助成金交付などの支援を行いました。

■ 文化的・社会的貢献について

1. 府内の花き生産者と連携した店舗美飾化運動の実施

京都府内の生産者が育てた花きをJAの店舗に設置し、店舗の美飾化と地域の農業振興に努めています。

2. グラウンド・ゴルフ大会の実施

JA年金友の会会員の相互交流や親睦、健康の増進を図るため、府内JAにおいて組織された年金友の会の会員を対象としたグラウンド・ゴルフ大会を毎年企画、運営しています。第20回を迎えた2019年度は、各JA選抜の18チーム108名に参加いただきました。



3. 「京都マラソン」への協賛

京都市の冬の一大イベントとして定着してきた「京都マラソン」に協賛し、地域振興とJAバンク京都の認知度向上ならびにイメージアップに取り組んでいます。

4. 「京都丹波ロードレース大会」への支援

地域とスポーツの振興を応援するため、京丹波町の一大イベントとして毎年盛り上がりを見せている「京都丹波ロードレース」に支援しています。

5. 「京都サンガFC」への協賛

京都のプロサッカーチーム「京都サンガFC」のオフィシャルスポンサーとなり、地域の皆さまとともに応援しています。

6. 京野菜晩餐会の開催

J Aグループ京都は京野菜等の世界ブランド化に向けた取り組みとして、前年のバチカン市国に引き続き、2019年6月にスペインのデ・ラ・キンタ・デル・パルド宮殿で、京野菜をはじめとする日本食材を使用した大晩餐会を開催しました。

日本から政府関係者や生産者、スペインから政府関係者やマスコミ、流通関係者などが参加し、両国合わせて約300人の方が京野菜の魅力を堪能しました。



7. 京都500歳野球への協賛

京都府の高校硬式野球部OBが集う「京都500歳野球連盟」に協賛し、地元の文化・スポーツ振興を応援しています。



8. 広報活動

テレビ番組「あぐり京都」（企画・提供：J Aグループ京都）、「夢追人～農に生きる～」(提供：J Aバンク京都・J Aバンク滋賀・農林中央金庫) やラジオ番組への協賛などを通じて管内の農業生産法人、農業者や農作物を紹介し、農業・農村の役割への理解や、食の安心・安全の浸透に努めています。

9. 年金相談会・住宅ローン相談会の開催支援

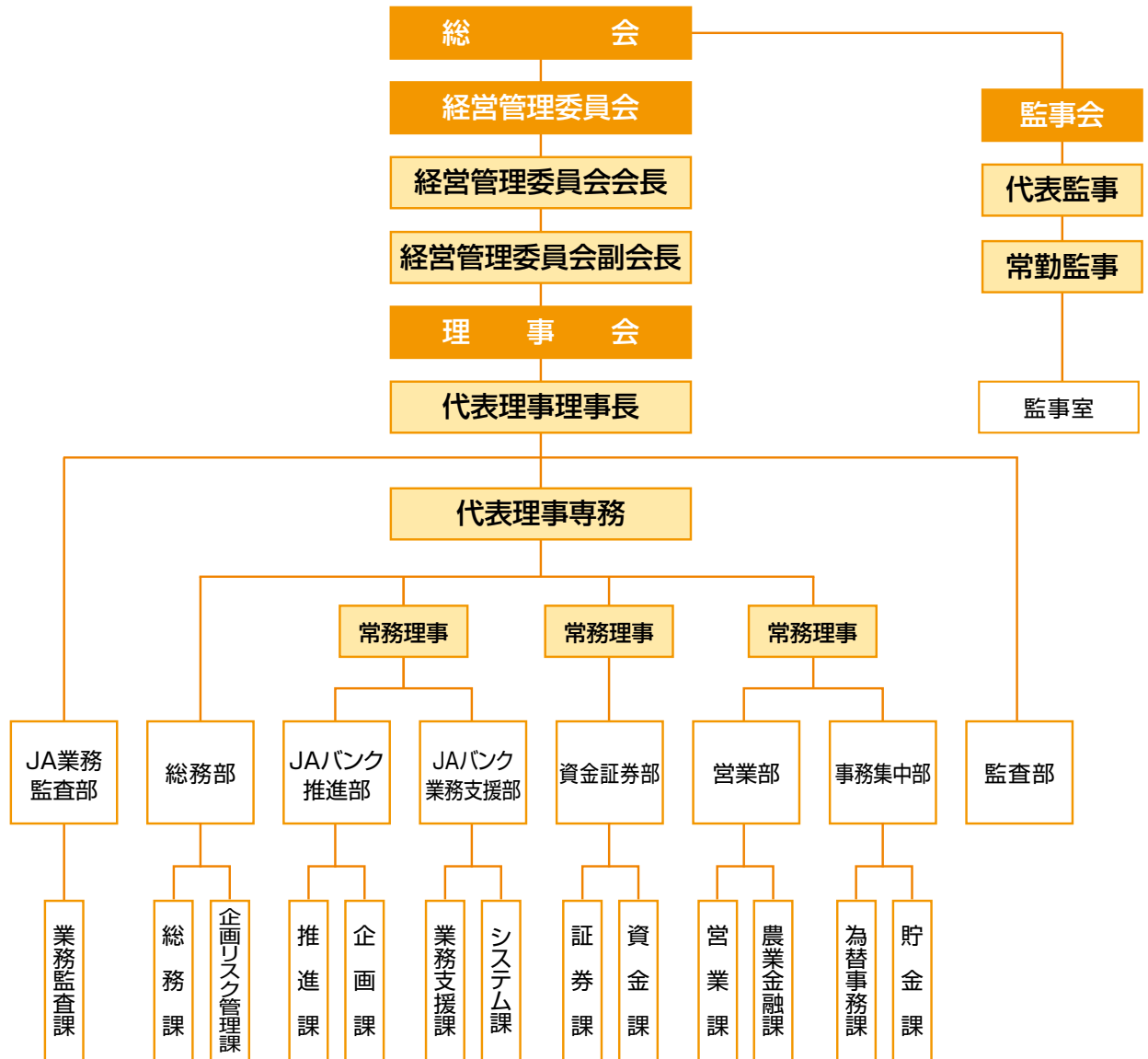
府内J Aの各店舗における「年金相談会」、「住宅ローン相談会」の開催を支援し、地域の皆さまの相談ニーズに応えられるよう、相談員の派遣や資料の提供を行っています。

10. 相続セミナーの開催支援

相続に悩みを抱える組合員等の不安を解消するため、府内J Aにおける「相続セミナー」の開催を支援しています。

組織の概要

■ 組織機構図(2020年7月現在)



■ 役員構成 (2020年7月現在)

役職名	氏名
経営管理委員会会長	中川 泰宏
経営管理委員会副会長	牧 克昌
経営管理委員	十川 洋美
経営管理委員	富阪 裕一
経営管理委員	戸田 秀司
経営管理委員	大槻 松平
経営管理委員	迫 沼満壽
経営管理委員	矢倉 義昭

役職名	氏名
代表理事理事長	高見 裕昭
代表理事専務	近澤 雅喜
常務理事	河原林勝利
常務理事	前田 好昭
常務理事	湯浅 宜孝

役職名	氏名
代表監事	俣野 清治
常勤監事	東野 博幸
監事	西田 悟
監事	井越 正人

※監事 西田悟は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

■ 会員数

資格別	2018年度末	2019年度末
第1号会員	8	8
第2号会員		
第3号会員	23	23
第4号会員		
合計	31	31

■ 職員数

区分	2018年度末	2019年度末
男子	54	53
女子	33	36
合計	87	89

■ 特定信用事業代理業者の状況 (2020年7月現在)

該当する取引はありません。

■ 店舗の所在地 (2020年7月現在)

店舗	所在地	電話番号
本店	京都市南区東九条西山王町1番地	(075)681-2412

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員（非常勤含む）、理事（非常勤含む）及び監事（非常勤含む）をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	87	14

(注1) 対象役員は、経営管理委員12名、理事7名、監事7名です。(期中退任者および期中に監事を退任し理事に就任した者も含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

• 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありま

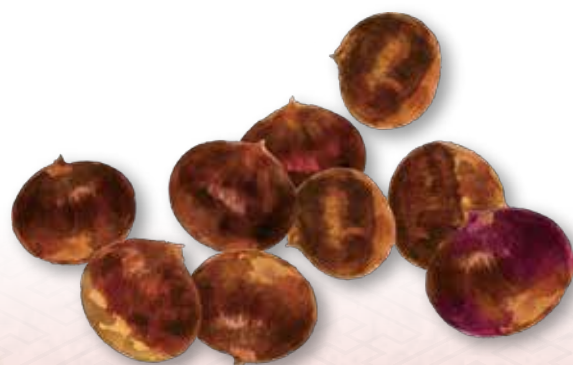
せん。

沿革・歩み

年	摘 要
1948(昭和23)年	京都府信用農業協同組合連合会設立
//	京都手形交換所代理交換に加入
1954(昭和29)年	農林漁業金融公庫(現:日本政策金融公庫)業務を受託
1961(昭和36)年	住宅金融公庫(現:住宅金融支援機構)業務を受託
1967(昭和42)年	京都市南区東九条西山王町1番地に移転
1973(昭和48)年	協同会社(株)京都府農協電算センター設立
1974(昭和49)年	全国農協信用事業相互援助制度発足
1975(昭和50)年	貯金量1,000億円達成
1979(昭和54)年	全国銀行内国為替制度に加盟
1982(昭和57)年	事務センター竣工
//	京都支所開設(昭和63年に支店へ呼称変更、平成10年廃止)
1983(昭和58)年	京都府内農協貯金ネット取り扱い開始
1984(昭和59)年	全国農協貯金ネット取り扱い開始
1987(昭和62)年	貯金量5,000億円達成
1988(昭和63)年	福知山支店開設(平成10年廃止)
1990(平成2)年	都銀、地銀とのCDオンライン提携
1991(平成3)年	第2地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携
//	外貨両替業務取り扱い開始(平成18年中止)
1994(平成6)年	国債自己窓販の開始
1995(平成7)年	NOBSグループ7県にて共同開発した新システム稼働
1996(平成8)年	日銀歳入金取り扱い開始
1998(平成10)年	府内JA自動化機器平日稼働時間の延長、祝日稼働実施
1999(平成11)年	(株)京都府農協電算センター株式を一部譲渡し、協同会社から除外
//	投資信託の窓口販売開始
//	経営管理委員会制度導入
2000(平成12)年	郵貯とのCD・ATMオンライン提携
//	デビットカード取り扱い開始
2001(平成13)年	外貨預金取り扱い開始(平成17年中止)
//	府内JA自動化機器土、日、祝日稼働時間の延長
//	JAネットバンク取り扱い開始
//	JAバンク京都府本部設置
2002(平成14)年	京都銀行協会準社員銀行加入(京都手形交換所直接参加)
2004(平成16)年	JASTEMシステム稼働
2005(平成17)年	決済用貯金取り扱い開始
//	セブン銀行とのATM提携取り扱い開始
2006(平成18)年	キャッシュカードによる利用限度額を50万円へ変更
//	ICキャッシュカード発行開始
2007(平成19)年	ゆうちょ銀行、セブン銀行とのATM入金提携開始
//	手形・小切手集中発行システムを稼働
2008(平成20)年	JAバンクATM顧客手数料の全国一律無料化開始
//	三菱東京UFJ銀行(現:三菱UFJ銀行)とのATM顧客手数料の平日昼間無料化開始
//	創立60周年記念式典
2009(平成21)年	全国印鑑システム稼働
2011(平成23)年	JASTEMシステム更改
2013(平成25)年	(株)京都JA会館を関連会社化
//	貯金量1兆円達成
2015(平成27)年	JAバンクでんさいサービス取り扱い開始
2016(平成28)年	京都市伏見区中島北ノ口町6番地に仮移転
2017(平成29)年	(株)京都JA会館株式を全部譲渡し、関連会社から除外
2018(平成30)年	JASTEMシステム更改
2020(令和2)年	京都市南区東九条西山王町1番地に移転

業務内容

■ 業務のご案内	30
● 貯金業務	
● 貸出業務	
● 余裕金運用業務	
● 為替決済業務	
● 公共債・投資信託の窓口販売業務	
● その他のサービス業務	
■ 商品のご案内	31
● 貯金	
● 個人向けご融資	
● 農業者向けご融資	
● 一般企業等事業者向けご融資	
● 制度資金のご融資	
● JAキャッシュカードサービス	
● 為替サービス	
● 国債	
● 投資信託	
● その他のサービス	
■ 各種手数料	38
● 内国為替の取扱手数料	
● その他の手数料	



■ 業務のご案内

■ 貯金業務

会員ＪＡ、各連合会、地方公共団体、企業、地域のみなさまから、余裕金・決済資金等をお預かりしております。

また、ＪＡでは皆さまのニーズにあわせて普通貯金、当座貯金、スーパー定期、総合口座等、さまざまな商品を取り揃えています。

■ 貸出業務

農業者への融資はもちろん、地域の団体・企業や個人の方々の事業・活動に対する融資ニーズに幅広くお応えします。

また、多様化する農業者のニーズに応えるため、「農業・農業者応援プラン」により、農業者へ利便性の高い商品の提供を行っています。

■ 余裕金運用業務

適切なリスク管理のもとで安定的に収益を確保するため、農林中央金庫への預け入れや、債券、株式等の有価証券により運用を行っています。

■ 為替決済業務

全国のＪＡをはじめ銀行・信用金庫等とオンラインシステムで提携し、振込・代金取立等の内国為替取引を迅速・安全・確実にお取扱いしています。また、府域事務センターとしてＪＡの給与・年金等の口座振込や公金をはじめとした収納業務、各種振替決済業務に対応し、府内信用事業の円滑な運営をサポートしています。

■ 公共債・投資信託の窓口販売業務

お客様の多様なニーズにお応えするため、国債等の公共債や投資信託の窓口販売業務を行っています。商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただいた上で、ニーズに合った商品を販売しています。

■ その他のサービス業務

- ・ ＪＡカード
- ・ ＪＡネットバンク
- ・ ＪＡバンクアプリ
- ・ マネーフォワード for ＪＡバンク
- ・ デビットサービス
- ・ ＪＡバンク優遇ポイントサービス
- ・ ＪＡバンクでんさいサービス
- ・ ＪＡバンクメールオーダーサービス

商品のご案内

京都府のJA・信連でご利用いただける主な取扱商品と各種サービス

■貯金

貯金の種類	特 色	期 間	預 入 れ 金 額	
普通貯金	おサイフ代わりにいつでも簡単に出入りできます。公共料金等の自動支払口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。 貯金保険制度により全額保護対象となる「無利息型」での口座開設もできます。また、既存の普通貯金を「無利息型」に変更することもできます。	期間の制限はありません	1円以上	
総合口座	普通貯金、定期貯金、定期積金、自動融資機能を一冊の通帳にセット。もし普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金と定期積金の掛込残高の90%（最高200万円）まで自動的にご用立ていたします。ご用立ての際の利率はお預入定期貯金・定期積金の利率に所定の金利を加えた利率となります。	期間の制限はありません	1円以上	
新貯蓄貯金	基準残高10万円未満、10万円以上、30万円以上、100万円以上、300万円以上により適用金利が変わります。	期間の制限はありません	1円以上	
納税準備貯金	税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1円以上	
通知貯金	1週間以上の短期のお預入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上	
定期貯金	大口定期貯金	大口資金の運用に最適です。	単利型 1か月以上5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期	小口資金の運用に最適です。	単利型 1か月以上5年以内 複利型 3年以上5年以内	1円以上
	変動金利定期貯金	6か月ごとに金利が変更されます。	単利型 1年・2年・3年 複利型 3年	1円以上
	期日指定定期貯金	1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	1円以上300万円未満
	据置定期貯金	6か月経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長5年	1円以上1,000万円未満
積立型貯金	積立式定期貯金 〈エンドレス型〉 〈満期型〉	毎月のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	〈エンドレス型〉 積立期間の制限はありません 〈満期型〉 積立期間 6か月以上10年以内 据置期間 1か月以上3年以内	1円以上
	積立式定期貯金 〈年金型〉	老後の生活に備えた資金づくりに最適です。無理のない資金づくりができる積立型とまとまった資金のお預け入れに最適な一括預入型があります。	積立期間 12か月以上 据置期間 2か月以上10年以内 受取期間 3か月以上20年以内	1円以上
	定期積金	毎月一定額のお積み立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6か月以上5年以内	1,000円以上
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積み立てとなります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
譲渡性貯金	短期運用に適した、満期日前の中途売買（期間中の譲渡）が可能な貯金です。	7日以上5年以内	1,000万円以上	

※各種貯金をご利用の際は、信連又はお近くのJAの店舗へお問い合わせください。

■ 個人向けご融資

ご融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
住宅ローン (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び新築・中古住宅（マンションを含む）、宅地の購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 35年以内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただけます。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈100%応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになる住宅の新築・増改築及び新築・中古住宅（マンションを含む）の購入資金として、所要資金の100%までご利用いただけます。（所要資金とは、工事請負金額・売買金額＋登記料＋火災共済掛金＋保証料＋仲介料＋消費税＋不動産取得税の合計額です。）	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 35年以内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただけます。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
住宅ローン 〈借換応援型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の取得に伴う、他金融機関から借入中の住宅ローンの借り換えにご利用いただけます。	10万円以上 10,000万円以内	3年以上34年以内 で現在借入中の住宅ローンの残存期間内	ご融資対象の土地、建物を担保として提供していただけます。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
リフォームローン 〈一般型〉 (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご本人、ご家族がお住まいになっている住宅の増改築、改装、補修資金としてご利用いただけます。他、住宅に付帯する設備等の購入資金としてご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	1年以上 15年以内	JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。別途担保が必要となる場合があります。
スマート・エコハウス 促進資金 (固定金利型)	ご本人、ご家族が常時居住するための住宅に対する太陽光発電設備等の購入資金および設置資金としてご利用いただけます。	10万円以上 350万円以内	1年以上 10年以内	担保は必要ありません。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
多目的ローン (固定金利型) (変動金利型)	使途自由です。電化製品購入、旅行、結婚、相続資金など幅広くご利用いただけます。	1万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 10年以内	担保は必要ありません。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
マイカーローン (固定金利型) (変動金利型)	自動車の購入または車検、修理のための資金としてご利用いただけます。	1万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 10年以内	担保は必要ありません。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
教育ローン (固定金利型) (変動金利型)	ご子弟のご入学金、授業料など学費の支払い、下宿代などにご利用いただけます。	1万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内 ただし在学期間 +9年以内	担保は必要ありません。JA所定の保証機関の保証をご利用いただけます。

ご融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間	担保および保証
農業経営資金 (変動金利)	組合員のみなさまに、農業経営に直結する費用にかかる資金としてご利用いただけます。	1千円以上 5,000万円以内	20年以内 (資金用途により異なります。)	J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。 ただし、必要に応じて保証人、担保をご提供いただきます。
J A 新規就農応援資金	新規就農者のみなさまに、農業経営にかかる設備・運転資金としてご利用いただけます。	1千円以上 1,000万円以内	12年以内 (就農経過年数により異なります。)	J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。 ただし、必要に応じて保証人、担保をご提供いただきます。
営農ローン	組合員のみなさまに農業安定に向けた資金としてご利用いただけます。	極度額 300万円以内	契約期間1年	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
農機具ローン (固定金利型) (変動金利型)	組合員のみなさまに農機具購入、修理のための資金としてご利用いただけます。	1万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 8年以内	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
再生可能エネルギー 発電設備資金	農業者、農業を営む法人および任意団体が自己の保有する農業生産にかかる資産を活用し再生可能エネルギー事業に必要な発電・蓄電設備を取得するための資金としてご利用いただけます。	(個人) 3,000万円 (法人・任意団体) 5,000万円	余剰売電: 7年 全量売電: 17年	J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。 別途担保が必要となる場合があります。
福祉ローン <リフォーム一般型> (固定金利型) (変動金利型) (固定変動選択型)	ご家族に介護を必要とする高齢者や身体の不自由な方のいる組合員のみなさまが介護に伴う既存住宅の増改築のための資金としてご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	1年以上 15年以内	J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。 別途担保が必要となる場合があります。
福祉ローン <多目的型> (固定金利型) (変動金利型)	ご家族に介護を必要とする高齢者や身体の不自由な方のいる組合員のみなさまが介護に必要な機器などを購入するための資金としてご利用いただけます。	1万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 10年以内	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。
カードローンW (変動金利型)	組合員のみなさまの生活に必要な一切の資金としてご利用いただけます。	契約金額 200万円以内	契約期間 1年	担保は必要ありません。 J A 所定の保証機関の保証をご利用いただけます。

※上記ローン等をご利用の際は、信連又はお近くの J A の店舗へお問い合わせください。

■ 農業者向けご融資

ご融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
担い手農業者向け資金 (個人・法人)	農業生産および農産物の加工・流通・販売等に関する運転資金・設備資金等の事業資金としてご利用いただけます。但し、負債整理資金は除きます。	5,000万円以内	(運転資金) 3年以内 (設備資金) 20年以内	原則、当会所定の保証機関の保証をご利用いただけます。また、必要に応じて、不動産担保および連帯保証人が必要です。
再生可能エネルギー発電設備資金 (個人・法人)	農業生産にかかる資産等を利用して行う再生可能エネルギー事業に必要な資金としてご利用いただけます。	(個人) 3,000万円以内 (法人) 5,000万円以内	(余剰売電) 7年以内 (全量売電) 17年以内	原則、当会所定の保証機関の保証をご利用いただけます。また、必要に応じて、不動産担保および連帯保証人が必要です。

■ 一般企業等事業者向けご融資

ご融資の種類	資金のお使いみちなど	ご融資額	ご融資期間	担保および保証
一般企業・個人事業者向け事業資金	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的一時資金、あるいは長期の運転資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。	35年以内	必要に応じて、ご相談のうえ決定しております。

※このほかにも、各種資金をご用意しておりますので、ご利用の際は信連又はお近くのJAの店舗へお問い合わせください。

■ 制度資金（農業・住宅関連）のご融資

公庫等の受託資金

受託先	資金のお使いみちなど
株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)	スーパーL資金、農業改良資金、青年等就農資金、農業基盤整備資金など農業に関連した資金をお取り扱いしております。
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	高校、大学等教育資金をお取り扱いしております。
独立行政法人住宅金融支援機構	住宅の建築、改良等の資金をお取り扱いしております。

※上記受託資金をご利用の際は、信連又はお近くのJAの店舗へお問い合わせください。

京都府の制度資金（抜粋）

ご融資の種類	資金のお使いみちなど
農業近代化資金	農業施設、農機具等の取得に必要な資金をお取り扱いしております。
住宅建設資金	住宅の建設に必要な資金をお取り扱いしております。
住宅改良資金	住宅の増改築に必要な資金をお取り扱いしております。
スマート・エコハウス促進資金	住宅の太陽光発電設備等に必要な資金をお取り扱いしております。
京都府新型コロナウイルス感染症対応資金	経営の安定に必要な事業資金をお取り扱いしております。

※上記制度資金をご利用の際は、信連又はお近くのJAの店舗へお問い合わせください。

京都市の制度資金（抜粋）

ご融資の種類	資金のお使いみちなど
京都市新型コロナウイルス感染症対応資金	経営の安定に必要な事業資金をお取り扱いしております。

※上記制度資金をご利用の際は、信連又はお近くのJAの店舗へお問い合わせください。

■ JAキャッシュカードサービス

JAバンクのキャッシュカードは、JAバンクのATMの他、三菱UFJ銀行ATM、ゆうちょ銀行ATM、セブン銀行ATM、ローソン銀行ATM、イーネットATMでご利用いただけます。また、MICSマークのある金融機関のATMでもご利用いただけます。

■ 為替サービス

種 類	内 容
内国為替サービス	全国どこの金融機関にも、お振込・送金・お取立てを行っております。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に当日自動的に振り込まれます。振り込まれたお金はキャッシュカード等により必要なときにお引き出しいただけます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、期日忘れのご心配もありません。
各種自動支払サービス	電気・電話・NHK等公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金(総合口座)、当座貯金から自動的にお支払いいただけますので、払込のわずらわしさがなくなります。

※各種サービスをご利用の際は、信連又はお近くのJAの店舗へお問い合わせください。

■ 国 債

各種国債の販売をお取り扱いしております。

種 類	期 間	申込単位	発 行	マル優・マル特
長期利付国債	10年	5万円	月1回	マル優・マル特が各350万円までご利用いただけます。
中期利付国債	2年・5年			
個人向け国債	変動10年	1万円	月1回	
	固定3年・固定5年			

- (注) 1. 国債は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。
 2. 利付国債について、中途売却する場合、市場価格の変動により売却価格が購入価格を下回ることがあります。
 3. 個人向け国債について、一定期間経過後に中途換金する場合、所定の利子相当額をお支払いいただけます。
 4. 国債をご購入の際は、必ず「契約締結前交付書面兼商品概要説明書」をご覧ください、内容を十分にご確認ください。

■ 投資信託

将来の暮らしにゆとりを生む投資信託をお取り扱いしております。

商 品 名	運 用 会 社	商 品 の 特 色	主 な リ ス ク
J A日本債券 ファンド	農林中金全共連 アセットマネジメント	日本の債券に投資し、NOMURA - B P I 総合指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。	金利変動リスク 信用リスク 流動性リスク
Oneニッポン 債券オープン	アセットマネジメントOne	日系企業が発行する円建ておよび外貨建ての各種債券を中心に投資します。	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク その他のリスク
グローバル・インカム・ フルコース 為替リスク軽減型/ 為替ヘッジなし	三菱UFJ国際投信	日本を含む世界各国の債券や派生商品等に分散投資を行います。中長期の市場見通しに基づき資産配分や銘柄選定を行います。2コース間でスイッチングが可能です。	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク デリバティブ取引のリスク その他のリスク
農林中金(パートナーズ) 日米6資産分散ファンド 安定運用コース/ 資産形成コース	農林中金全共連アセット マネジメント	日米の不動産・債券・株式の3資産にそれぞれ分散投資します。資産配分の異なる2コース間でスイッチングが可能です。	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク REIT 価格変動リスク 流動性リスク
HSBC世界資産選抜 収穫コース (予想分配金提示型)/ 充実生活コース (定率払出型)/ 育てるコース (資産形成型)	HSBC投信	世界の債券・株式等に分散投資します。投資比率は適宜見直しを行います。充実生活コース(定率払出型)は年7%の目標分配率に応じた分配金(資金払出し)を行うことを目指します。3コース間でスイッチングが可能です。	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク その他のリスク
セゾン・バンガード・ グローバルバランス ファンド	セゾン投信	日本・海外の債券・株式に分散投資します。株式と債券へ半分以上投資し、地域別の投資比率は市場の規模に応じて調整します。	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク
DIAM 高格付インカム・ オープン (毎月決算コース)	アセットマネジメントOne	高格付資産国の公社債に投資します。	金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク
農中日経225 オープン	農林中金全共連アセット マネジメント	日経平均株価(日経225)に連動した投資成果を目指します。	株価変動リスク 流動性リスク その他のリスク
農林中金(パートナーズ) つみたて NISA 日本株式 日経225	同 上	日経平均株価(日経225)に連動した投資成果を目指します。	株価変動リスク 流動性リスク その他のリスク
農林中金(パートナーズ) つみたて NISA 米国株式 S&P500	同 上	米国の株式に投資し、S&P500指数に連動した投資成果を目指します。	株価変動リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク その他のリスク
農林中金(パートナーズ) 米国株式 S&P500 インデックスファンド	同 上	米国の株式に投資し、S&P500指数に連動した投資成果を目指します。	株価変動リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク その他のリスク

商品名	運用会社	商品の特色	主なリスク
農林中金〈パートナーズ〉 おおぶねJAPAN (日本選抜)	農林中金 バリューインベストメンツ	日本国内の株式に投資し、持続的に価値を創造する企業への長期投資、および、長期的なリターンを獲得を目指します。	株価変動リスク 信用リスク 流動性リスク
農林中金〈パートナーズ〉 長期厳選投資 おおぶね	農林中金全共連アセット マネジメント	米国の株式に投資し、圧倒的な競争力を有する企業への長期厳選投資を行います。	株価変動リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク
J A海外株式 ファンド	同上	日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、MSCI・KOKUSAIインデックスを中長期的に上回る収益獲得を目指します。	株価変動リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク
セゾン資産形成の達人 ファンド	セゾン投信	海外および日本の株式を中心に投資します。長期的な視点で運用されているファンドを選定して投資することで、長期的な資産形成に適したファンドを目指します。	株価変動リスク 金利変動リスク 信用リスク 為替変動リスク カントリーリスク 流動性リスク
農林中金〈パートナーズ〉 J-REITインデックス ファンド 毎月分配型/年1回決算型	農林中金全共連アセット マネジメント	東証REIT指数(配当込み)に連動した投資成果を目指します。	REIT価格変動リスク 流動性リスク その他のリスク
グローバル・リート・ インデックスファンド 毎月決算型/ 資産形成型	大和アセットマネジメント	S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)に連動した投資成果を目指します。	為替変動リスク カントリーリスク REIT価格変動リスク その他のリスク

- (注) 1. 投資信託は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。
 2. 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価格は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
 3. 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託のご購入者が負うこととなります。
 4. 投資信託をご購入の際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」および「契約締結前交付書面」をご覧ください、内容を十分にご確認ください。

■ その他のサービス

種類	内容
J A カード	J Aカードは、J Aがご提供するクレジットカードです。「J Aならではの」特典を始めとしたお得なサービスが満載です。 公共料金や携帯電話料金等のカード決済にご利用いただけます。 また、ICキャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になったJ Aカード(一体型)も発行しております。
J Aネットバンク	パソコン・スマートフォン・携帯電話(※)からインターネットを通じてアクセスすることで、各種サービスをご利用いただけます。 【利用可能なサービス】 ・残高照会 ・振込、振替 ・入金明細照会 ・税金、各種料金の払込み ・定期貯金口座の開設(個人のみ) ・ローン繰上返済(個人のみ) ※携帯電話は、定期貯金口座の開設、ローン繰上返済はご利用いただけません。 法人の場合は、パソコンからのみの利用となります。
J Aバンクアプリ	スマートフォンからアプリをダウンロードして、口座残高の照会や入出金の明細をいつでも確認できるサービスです。キャッシュカードがあればすぐに登録可能で、複数のJ Aバンクの口座を一つのアプリでまとめて管理できます。また、アプリのサービス画面から、ネットバンクへも手軽にアクセスできます。
マネーフォワード for J Aバンク	マネーフォワード for J Aバンクは、家計簿アプリです。 J Aバンク口座だけでなく、他行口座、証券、クレジットカード、各種ポイントカード等を登録することで、家計管理や金融資産の一元管理が可能です。
デビットサービス	J Aキャッシュカードをジェイデビット「J-Debit」のロゴマークのある加盟店でご利用いただくことにより、即時に代金の支払いができます。 また、一部の加盟店(キャッシュアウト加盟店)では店舗のレジ等で現金を出金することができます。
J Aバンク優遇 ポイントサービス	J Aバンクとのお取引内容をポイントに換算し、ポイントの合計に応じて3段階のステージをお客様ごとに適用し、各ステージによって「ATM利用手数料」の優遇を行います。(J Aとお取引のある個人の方すべてが対象となります。) ※申込みは不要です。
J Aバンク でんさいサービス	手形や振込に代わる新たな資金決済サービスで、事業者の方の資金決済が電子記録債権により安全で円滑に行えるサービスです。(法人J Aネットバンクのご契約が必要です。)
J Aバンク メールオーダーサービス	J Aバンクホームページから、①総合口座開設、②住所変更のお申込みが行えるサービスです。 (書面でのお手続きが必要となりますので、お申し込み後必要書類を郵送します。)

※上記サービスをご利用の際は、信連又はお近くのJ Aの店舗へお問い合わせください。
(J Aバンクでんさいサービスについては信連のみの取扱いとなっております。)

各種手数料 (2020年6月30日現在)

■ 内国為替の取扱手数料

				店 内	府内系統	府外系統	他金融機関
送 金 手 数 料					440円	440円	660円
振込手数料	窓口振込	電信	3万円未満	220円	220円	440円	550円
			3万円以上	440円	440円	660円	770円
		文書	3万円未満		220円	440円	550円
			3万円以上		440円	660円	770円
	ATM振込	現金扱い	3万円未満	無 料	110円	110円	330円
			3万円以上	220円	330円	330円	550円
		キャッシュカード 扱い	3万円未満	無 料	110円	110円	330円
			3万円以上	無 料	330円	330円	550円
	定時定額 自動振込		3万円未満		220円	220円	440円
			3万円以上		440円	440円	660円
インターネット バンキング (個人・法人)		3万円未満	無 料	110円	110円	330円	
		3万円以上	無 料	220円	220円	550円	
代 金 取 立 手 数 料				普通扱い		660円	660円
				至急扱い		880円	880円
そ の 他 の 諸 手 数 料				送金・振込の組戻料	1件につき	660円	
				不渡手形返却料	1通につき	660円	
				取立手形組戻料	1通につき	660円	
				取立手形店頭呈示料	1通につき	660円	
				但し、660円を超える取立経費を要する場合は、その実費をいただきます。			

※上記金額には消費税(10%)が含まれております。

※法人インターネットバンキングをご利用の際は、別途利用手数料が必要となります。

※ATMにて他行キャッシュカード(JA・JFマリンバンクを除く)を利用して振込取引を行う場合は、上記振込手数料に加えて、別途出金にかかる手数料が必要となります。

■ その他の手数料

項 目		単 価	手数料金額
キャッシュカード再発行手数料		1 枚	1,100円
通 帳 再 発 行 手 数 料		1 冊	1,100円
証 書 再 発 行 手 数 料		1 通	1,100円
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料		1 通	550円
残高証明書等各種 証明書発行手数料	当会所定書式による定期発行	1 通	220円
	当会所定書式による随時発行	1 通	440円
	当会所定書式以外による発行	1 通	1,100円
国債保護預り兼振替決済口座管理手数料		1 か 月	110円
個 人 情 報 開 示 手 数 料		1 通	1,100円

※上記金額には消費税(10%)が含まれております。

財務諸表

■ 決算の状況 40

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- 注記表
- 財務諸表の適正性等にかかる確認
- 会計監査人の監査



決算の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,585	1,935	貯金	1,227,060	1,242,449
預け金	959,688	987,266	当座貯金	4,747	6,818
系統預け金	959,545	982,681	普通貯金	3,067	3,283
系統外預け金	142	4,585	貯蓄貯金	5	5
買入金銭債権	19,011	15,505	通知貯金	3,349	790
金銭の信託	4,414	3,828	別段貯金	44	353
有価証券	233,897	222,033	定期貯金	1,215,844	1,231,198
国債	154,133	153,083	譲渡性貯金	22,500	18,900
地方債	37,549	31,357	借入金	50,700	53,100
社債	12,935	9,184	債券貸借取引受入担保金	—	4,639
外国証券	13,066	15,326	代理業務勘定	50	50
株式	3,682	3,634	その他負債	2,493	2,004
受益証券	12,530	9,446	未払法人税等	399	12
貸出金	101,501	115,229	貯金利子諸税その他	13	9
手形貸付	450	414	従業員預り金	49	61
証書貸付	63,960	77,330	金融派生商品	0	0
当座貸越	1,181	1,288	仮受金	1,168	1,275
金融機関貸付	35,908	36,196	資産除去債務	9	9
その他資産	1,792	1,785	未払費用	659	630
差入保証金	2	2	前受収益	2	2
仮払金	19	337	未決済為替借	190	3
その他の資産	607	496	諸引当金	4,509	4,764
前払費用	—	2	相互援助積立金	4,029	4,343
未収収益	974	940	賞与引当金	11	12
未決済為替貸	189	6	退職給付引当金	359	340
有形固定資産	2,234	2,237	役員退職慰労引当金	109	68
建物	15	14	繰延税金負債	2,207	1,623
土地	410	410	債務保証	390	387
建設仮勘定	1,806	1,809	負債の部合計	1,309,912	1,327,920
その他の有形固定資産	1	2	(純資産の部)		
無形固定資産	3	5	出資金	32,681	41,997
ソフトウェア	1	4	(うち後配出資金)	(24,695)	(34,011)
その他の無形固定資産	1	1	再評価積立金	1	1
外部出資	53,318	53,318	利益剰余金	28,375	28,347
系統出資	52,890	52,890	利益準備金	10,919	11,179
系統外出資	428	428	その他利益剰余金	17,456	17,168
債務保証見返	390	387	電算対策積立金	1,300	1,300
貸倒引当金	△ 311	△ 354	特別積立金	12,350	12,550
			当期未処分剰余金	3,806	3,318
			(うち当期剰余金)	(1,268)	(972)
			会員資本合計	61,058	70,346
			その他有価証券評価差額金	6,556	4,915
			評価・換算差額等合計	6,556	4,915
			純資産の部合計	67,614	75,261
資産の部合計	1,377,527	1,403,181	負債及び純資産の部合計	1,377,527	1,403,181

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
経常収益	11,937	11,204
資金運用収益	9,592	8,418
貸出金利息	1,318	856
預け金利息	100	97
有価証券利息配当金	2,151	2,445
その他受入利息 (うち受取奨励金)	6,022	5,018
(うち受取特別配当金)	(5,418)	(4,612)
(うち受取特別配当金)	(587)	(386)
役務取引等収益	823	819
受入為替手数料	60	61
その他の受入手数料	763	758
その他事業収益	658	1,397
受取助成金	128	143
国債等債券売却益	193	338
その他の事業収益	336	916
その他経常収益	862	568
償却債権取立益	1	0
株式等売却益	748	488
金銭の信託運用益	76	48
その他の経常収益	37	30
経常費用	10,132	10,143
資金調達費用	6,875	6,094
貯金利息	134	126
譲渡性貯金利息	15	4
借入金利息	199	198
債券貸借取引支払利息	—	0
その他支払利息 (うち支払奨励金)	6,525	5,765
(うち支払奨励金)	(6,525)	(5,764)
役務取引等費用	775	766
支払為替手数料	41	44
その他の支払手数料	733	721
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	427	657
支払助成金	194	162
国債等債券売却損	165	91
金融派生商品費用	68	404
経常費用	1,430	1,390
人件費	725	733
物件費	655	609
税金	49	48
その他経常費用	623	1,234
貸倒引当金繰入額	32	42
相互援助積立金繰入額	311	314
株式等売却損	279	862
金銭の信託運用損	—	14
その他の経常費用	0	0
経常利益	1,804	1,061
特別利益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	—	0
固定資産処分損	—	0
税引前当期利益	1,804	1,060
法人税、住民税及び事業税	522	42
法人税等調整額	13	45
法人税等合計額	535	87
当期剰余金	1,268	972
当期首繰越剰余金	2,537	2,346
当期末処分剰余金	3,806	3,318

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,806	3,318
剰 余 金 処 分 額	1,460	1,560
利 益 準 備 金	260	200
任 意 積 立 金	200	200
出 資 配 当 金	406	557
事 業 分 量 配 当 金	593	602
次 期 繰 越 剰 余 金	2,346	1,758

(注) 1. 普通出資金の配当率は 2.00% (2018年度)、2.00% (2019年度)

後配出資金の配当率は 1.00% (2018年度)、1.17% (2019年度) です。

2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。

定期的貯金(中途解約及び期間1年超の定期貯金を除く)の平均残高から同貯金の担保差入れ期間に

対応する平均残高及び当座貸越の平均残高を控除した金額に対し 0.050% (2018年度)、0.050% (2019年度)。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,804	1,060
減価償却費	1	2
貸倒引当金の増減額(△は減少)	32	42
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2	△ 19
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	316	273
資金運用収益	△ 9,592	△ 8,418
資金調達費用	6,875	6,094
有価証券関係損益(△は益)	△ 65	586
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 76	△ 34
外部出資関係損益(△は益)	—	—
固定資産処分損益(△は益)	—	0
貸出金の純増(△) 減	△ 14,178	△ 13,728
預け金の純増(△) 減	△ 25,000	△ 19,500
貯金の純増減(△)	15,131	11,789
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	11,100	12,400
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	4,639
コールローン等の純増(△) 減	△ 18,012	3,506
その他	1,083	△ 104
資金運用による収入	9,277	8,499
資金調達による支出	△ 6,409	△ 6,121
事業分量配当金の支払額	△ 566	△ 593
小 計	△ 28,274	374
法人税等の支払額	△ 338	△ 429
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,612	△ 54
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 45,786	△ 63,035
有価証券の売却による収入	38,336	50,230
有価証券の償還による収入	24,374	22,387
金銭の信託の増加による支出	△ 1,999	—
金銭の信託の減少による収入	2,000	0
固定資産の取得による支出	△ 1	△ 8
固定資産の処分による収入	—	△ 0
外部出資の増加による支出	△ 9,505	—
外部出資の減少による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,419	9,574
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の減少による支出	—	△ 10,000
出資の増額による収入	—	9,316
出資の払戻しによる支出	—	—
出資配当金の支払額	△ 406	△ 406
回転出資金の払出による支出	△ 428	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 835	△ 1,090
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額	△ 22,029	8,429
6. 現金及び現金同等物の期首残高	33,298	11,269
7. 現金及び現金同等物の期末残高	11,269	19,698

■ 注記表

2018年度

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 其他有価証券
時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10年～50年
その他	10年～20年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8百万円です。

2019年度

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 其他有価証券
時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、運用目的の金銭の信託については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10年～50年
その他	10年～20年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間又は累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
なお、破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8百万円です。

2018年度

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。

- (9) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

(追加情報)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は992百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 11百万円 | 11百万円 | 22百万円 |
- (3) 担保に供している資産はありません。なお、内国為替決済保証金として預け金70,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券511百万円を差し入れています。
- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に6,650百万円含まれています。
- (5) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。また、延滞債権額は12百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

2019年度

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金支給内規」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、「京都府J Aバンク支援制度要領」等に基づき、府域信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、京都府J Aバンク本部委員会で決定した所要額を計上しております。

- (9) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は993百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、A T M、信用端末機、手形交換システム、紙幣整理機、電子計算機、複写機、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 10百万円 | 19百万円 | 30百万円 |
- (3) 担保に供している資産は以下のとおりです。
- 担保に供している資産
有価証券 4,587百万円
担保資産に対応する債務
債券貸借取引受入担保金 4,639百万円
上記のほか、内国為替決済保証金として預け金70,000百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券504百万円を差し入れています。
- (4) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に22,066百万円含まれています。
- (5) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権・債務の額はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。また、延滞債権額は4百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

2018年度

- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12百万円です。
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,863百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金17,773百万円が含まれています。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれています。

3 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
貸出金については、当期末残高のうち、56.16%は金融業・保険業に対するものであり、16.94%はリース業に対するものです。
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。
これらの与信管理は、営業部のほか総務部企画リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部企画リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

2019年度

- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4百万円です。
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,840百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金17,773百万円が含まれています。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれています。

3 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
当会は、京都府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
貸出金については、当期末残高のうち、54.40%は金融業・保険業に対するものであり、19.96%はリース業に対するものです。
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金が含まれています。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものです。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。
これらの与信管理は、営業部のほか総務部企画リスク管理課により行われ、定期的にリスク管理委員会や理事会に報告を行っており、また、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部企画リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部企画リスク管理課でV a rによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、一部の外国証券、受益証券及び金銭の信託において有しています。金銭の信託については通貨スワップなどによりリスクヘッジを行っており、ヘッジ状況のモニタリングを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部企画リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部企画リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,702百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

b 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクは、リスクマネジメント規程等において管理方法や手続き等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において実施状況の把握・確認や今後の対応等の協議を行っています。

(a)金利リスクの管理

金利リスクの管理は、ALMによる管理とともに、日常的には総務部企画リスク管理課でV a rによる金利リスクの把握を行っており、月次ベースでリスク管理委員会に報告しているほか、金利感応度分析等によるモニタリング結果と併せ、四半期ベースで理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会における為替の変動リスクについては、一部の外国証券、受益証券及び金銭の信託において有しています。金銭の信託については通貨スワップなどによりリスクヘッジを行っており、ヘッジ状況のモニタリングを行っています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。これらの情報は総務部企画リスク管理課を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、運用限度額・損失限度額の設定と、ミドル部門におけるモニタリングにより内部牽制を確立するとともに、モニタリング結果は、総務部企画リスク管理課を通じ理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,264百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

2018年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	959,688	959,732	44
買入金銭債権			
満期保有目的	19,011	19,011	-
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	500	500	-
その他の金銭の信託	3,914	3,914	-
有価証券			
その他有価証券	233,897	233,897	-
貸出金	101,501		
貸倒引当金	△311		
貸倒引当金控除後	101,189	102,206	1,017
資 産 計	1,318,202	1,319,264	1,061
貯 金	1,249,560	1,249,614	54
借入金	50,700	50,700	-
負 債 計	1,300,260	1,300,314	54
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
デリバティブ取引計	(0)	(0)	-

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金22,500百万円を含めています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 d と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

2019年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	987,266	987,312	45
買入金銭債権			
満期保有目的	15,505	15,505	0
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	1,484	1,484	-
その他の金銭の信託	2,344	2,344	-
有価証券			
その他有価証券	222,033	222,033	-
貸出金	115,229		
貸倒引当金	△335		
貸倒引当金控除後	114,894	115,737	842
資 産 計	1,343,529	1,344,418	889
貯 金	1,261,349	1,261,407	58
債券貸借取引受入担保金	4,639	4,639	-
借入金	53,100	53,100	-
負 債 計	1,319,088	1,319,146	58
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
デリバティブ取引計	(0)	(0)	-

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金18,900百万円を含めています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 d と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価にかわる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、事業年度末日の外国為替レート（TTMレート）によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	53,318百万円

(注)1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定総額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	959,688 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 有価証券	19,000 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
その他の有価 証券のうち満期 があるもの	22,233 百万円	28,209 百万円	28,865 百万円	13,894 百万円	31,401 百万円	87,277 百万円
貸出金	11,324 百万円	16,793 百万円	23,443 百万円	9,301 百万円	11,938 百万円	28,688 百万円
合計	1,012,246 百万円	45,003 百万円	52,309 百万円	23,196 百万円	43,340 百万円	115,965 百万円

(注)1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）1百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金 17,773 百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 11 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定総額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,226,968 百万円	31 百万円	60 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	22,500 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	1,700 百万円	10,900 百万円	11,100 百万円	12,000 百万円	- 百万円	15,000 百万円
合計	1,251,168 百万円	10,931 百万円	11,160 百万円	12,000 百万円	- 百万円	15,000 百万円

(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金 15,000 百万円については、「5年超」に含めています。

4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(2)まで同様です。

b 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

c 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価にかわる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、取引金融機関等から提示された価格により算出した価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	53,318百万円

(注)1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定総額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	987,266 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
買入金銭債権						
満期保有目的 有価証券	15,500 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
その他の有価 証券のうち満期 があるもの	28,237 百万円	34,368 百万円	15,937 百万円	31,338 百万円	10,986 百万円	84,628 百万円
貸出金	18,738 百万円	24,633 百万円	10,410 百万円	21,095 百万円	13,566 百万円	26,781 百万円
合計	1,049,742 百万円	59,002 百万円	26,348 百万円	52,433 百万円	24,553 百万円	111,409 百万円

(注)1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）1百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金 17,773 百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 4百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定総額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,242,254 百万円	130 百万円	65 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
譲渡性貯金	18,900 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
債券貸借取引受入担保金	4,639 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
借入金	10,800 百万円	10,900 百万円	11,700 百万円	14,700 百万円	- 百万円	5,000 百万円
合計	1,276,593 百万円	11,030 百万円	11,765 百万円	14,700 百万円	- 百万円	5,000 百万円

(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約借入金 5,000 百万円については、「5年超」に含めています。

4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託が含まれています。以下(2)まで同様です。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式債券	2,355 百万円	1,680 百万円	675 百万円
国債	154,133 百万円	146,940 百万円	7,193 百万円
地方債	37,509 百万円	36,602 百万円	906 百万円
社債	11,629 百万円	11,402 百万円	226 百万円
外国証券	13,066 百万円	12,650 百万円	416 百万円
その他	5,963 百万円	5,692 百万円	271 百万円
買入金銭債権	17,111 百万円	17,104 百万円	6 百万円
小計	241,768 百万円	232,073 百万円	9,695 百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式債券	1,327 百万円	1,533 百万円	△205 百万円
地方債	40 百万円	40 百万円	△0 百万円
社債	1,305 百万円	1,309 百万円	△3 百万円
その他	6,567 百万円	6,892 百万円	△324 百万円
買入金銭債権	1,900 百万円	1,900 百万円	△0 百万円
小計	11,141 百万円	11,675 百万円	△534 百万円
合計	252,909 百万円	243,748 百万円	9,160 百万円

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,542百万円を差し引いた金額6,618百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	2,037百万円	474百万円	10百万円
債券	29,728百万円	193百万円	165百万円
その他	6,778百万円	273百万円	268百万円
合計	38,545百万円	941百万円	444百万円

5 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 500百万円

②その他の金銭の信託

貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,914 百万円	4,000 百万円	△85 百万円	−百万円 △85 百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産23百万円を加えた金額△61百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため(一財)京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
買入金銭債権	7,003 百万円	7,004 百万円	0 百万円
小計	7,003 百万円	7,004 百万円	0 百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
買入金銭債権	8,501 百万円	8,501 百万円	△0 百万円
小計	8,501 百万円	8,501 百万円	△0 百万円
合計	15,505 百万円	15,505 百万円	0 百万円

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式債券	1,229 百万円	729 百万円	499 百万円
国債	145,679 百万円	140,284 百万円	5,394 百万円
地方債	31,058 百万円	30,453 百万円	604 百万円
社債	6,205 百万円	6,057 百万円	147 百万円
外国証券	14,821 百万円	13,371 百万円	1,449 百万円
その他	6,730 百万円	6,567 百万円	162 百万円
小計	205,723 百万円	197,465 百万円	8,258 百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式債券	2,405 百万円	2,893 百万円	△488 百万円
国債	7,403 百万円	7,470 百万円	△66 百万円
地方債	299 百万円	300 百万円	△0 百万円
社債	2,979 百万円	3,026 百万円	△46 百万円
外国証券	505 百万円	519 百万円	△13 百万円
その他	2,716 百万円	2,898 百万円	△182 百万円
小計	16,310 百万円	17,108 百万円	△797 百万円
合計	222,033 百万円	214,573 百万円	7,460 百万円

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,072百万円を差し引いた金額5,388百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	1,696百万円	267百万円	20百万円
債券	24,793百万円	338百万円	91百万円
その他	10,605百万円	220百万円	842百万円
合計	37,096百万円	826百万円	953百万円

5 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 1,484百万円
当年度の損益に含まれた評価差額はありません。

②その他の金銭の信託

貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,344 百万円	3,000 百万円	△655 百万円	−百万円 △655 百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金資産182百万円を加えた金額△473百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています)を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため(一財)京都府農林漁業団体職員共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給

2018年度

付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	357百万円
退職給付費用	38百万円
退職給付の支払額	△19百万円
制度への拠出額	△16百万円
期末における退職給付引当金	359百万円
b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
積立型制度の退職給付債務	545百万円
年金資産	△186百万円
	359百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	359百万円
c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	38百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、105百万円となっています。

7 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
未払事業税	33百万円
未払奨励金	135百万円
減価償却超過額	39百万円
退職給付引当金超過額	100百万円
役員退職慰労引当金超過額	30百万円
相互援助積立金超過額	1,122百万円
有価証券有税償却額	8百万円
減損損失	151百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	1,632百万円
評価性引当額	△1,320百万円
繰延税金資産合計（A）	311百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,518百万円
繰延税金負債合計（B）	△2,518百万円
繰延税金負債の純額（A）+（B）	△2,207百万円

(注) 前期に比べて評価性引当額が232百万円増加しております。この増加の主な内容は、土地の減損損失に関する将来減算一時差異について、解消スケジュールの見直しにより評価性引当額を151百万円追加的に認識したことに伴うものです。

2019年度

付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	359百万円
退職給付費用	34百万円
退職給付の支払額	△37百万円
制度への拠出額	△16百万円
期末における退職給付引当金	340百万円
b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
積立型制度の退職給付債務	521百万円
年金資産	△181百万円
	340百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	340百万円
c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	34百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、102百万円となっています。

7 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
未払奨励金	128百万円
減価償却超過額	35百万円
退職給付引当金超過額	94百万円
役員退職慰労引当金超過額	19百万円
相互援助積立金超過額	1,209百万円
有価証券有税償却額	5百万円
減損損失	151百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	1,657百万円
評価性引当額	△1,391百万円
繰延税金資産合計（A）	265百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,889百万円
繰延税金負債合計（B）	△1,889百万円
繰延税金負債の純額（A）+（B）	△1,623百万円

2018年度

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.85%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.69%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.97%
事業分量配当金	△9.16%
住民税均等割等	0.38%
評価性引当額の増減	12.88%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.68%

8 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

2019年度

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.85%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.71%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.68%
事業分量配当金	△15.84%
住民税均等割等	1.67%
評価性引当額の増減	6.67%
所得拡大促進税制	△0.13%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.28%

8 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

代表者の確認書

■ 財務諸表の適正性等にかかる確認

確認書

私は2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しております。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門である監査部が、内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については監査部から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については理事会等へ適切に付議・報告されております。

2020年7月1日

京都府信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **高見裕昭**

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。

■ 会計監査人の監査

2019年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

資料編

■ 損益の状況	54
1. 利益総括表	
2. 資金運用収支の内訳	
3. 受取・支払利息の増減額	
■ 事業の概況	55
1. 貯金に関する指標	
2. 貸出金等に関する指標	
3. 有価証券に関する指標	
4. 有価証券の時価情報等	
■ 経営諸指標	64
1. 利益率	
2. 貯貸率	
3. 貯証率	
■ 自己資本の充実の状況	65
1. 自己資本の状況	
2. 信用リスクに関する事項	
3. 信用リスク削減手法に関する事項	
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
9. 金利リスクに関する事項	



損益の状況

1. 利益総括表

(単位：百万円,%)

	2018年度	2019年度	増減
資金運用収支	2,748	2,345	△402
役員取引等収支	47	53	5
その他事業収支	230	739	509
事業粗利益	3,026	3,138	112
(事業粗利益率)	(0.23)	(0.24)	(0.01)

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役員取引等収支＝役員取引等収益－役員取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

2. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

	2018年度			2019年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,336,073	9,592	0.72	1,324,481	8,418	0.64
うち預け金	995,301	6,106	0.61	978,909	5,097	0.52
うち有価証券	234,924	2,151	0.92	224,741	2,445	1.09
うち貸出金	93,852	1,318	1.40	107,840	856	0.79
資金調達勘定	1,316,899	6,844	0.52	1,314,295	6,073	0.46
うち貯金	1,220,806	6,659	0.55	1,236,241	5,890	0.48
うち譲渡性貯金	57,632	15	0.03	24,123	4	0.02
うち借入金	44,440	199	0.45	56,209	198	0.35
総資金利ざや			0.09			0.07

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋その他支払利息(支払雑利息等))
 ＋経費－金銭の信託運用見合費用)／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋借入金
 ＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

3. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	2018年度増減額	2019年度増減額
受取利息	862	△1,173
うち貸出金	△21	△461
うち有価証券	280	294
うち預け金	595	△1,009
支払利息	801	△770
うち貯金	705	△769
うち譲渡性貯金	△12	△10
うち借入金	△0	△1
差し引き	60	△402

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、「うち貯金」には支払奨励金が含まれています。
 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

	2018年度		2019年度		増減
流動性貯金	12,197	(0.95)	12,590	(1.00)	392
定期性貯金	1,208,500	(94.53)	1,223,546	(97.08)	15,045
その他の貯金	108	(0.01)	104	(0.01)	△4
計	1,220,806	(95.49)	1,236,241	(98.09)	15,434
譲渡性貯金	57,632	(4.51)	24,123	(1.91)	△33,508
合計	1,278,438	(100.00)	1,260,364	(100.00)	△18,073

注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	2018年度		2019年度		増減
定期貯金	1,215,844	(100.00)	1,231,198	(100.00)	15,353
うち固定金利定期	1,215,844	(100.00)	1,231,198	(100.00)	15,353
うち変動金利定期	－	(－)	－	(－)	－

注1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		増減
手形貸付	391		439		48
証書貸付	59,889		69,559		9,670
当座貸越	2,204		2,011		△192
金融機関貸付	31,367		35,829		4,462
割引手形	－		－		－
合計	93,852		107,840		13,988

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円,%)

	2018年度		2019年度		増減
固定金利貸出	69,223	(68.2)	83,047	(72.1)	13,824
変動金利貸出	32,278	(31.8)	32,182	(27.9)	△95
合計	101,501	(100.0)	115,229	(100.0)	13,728

(注) () 内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		増減
貯金等	2		9		7
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	1,783		1,768		△15
その他担保物	952		934		△18
計	2,738		2,711		△27
農業信用基金協会保証	191		167		△23
その他保証	2,107		1,606		△501
計	2,299		1,774		△525
信用	96,463		110,744		14,281
合計	101,501		115,229		13,728

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度		増減
貯金等	—		—		—
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	297		284		△13
その他担保物	—		—		—
計	297		284		△13
農業信用基金協会保証	—		—		—
その他保証	75		78		2
計	75		78		2
信用	17		25		7
合計	390		387		△2

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円,%)

	2018年度		2019年度		増減
設備資金	5,969	(5.9)	5,916	(5.1)	△52
運転資金	95,531	(94.1)	109,313	(94.9)	13,781
合計	101,501	(100.0)	115,229	(100.0)	13,728

(注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円,%)

	2018年度		2019年度		増減
製造業	2,937	(2.9)	5,515	(4.8)	2,577
農業	101	(0.1)	91	(0.1)	△9
林業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
漁業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
建設業	193	(0.2)	99	(0.1)	△93
電気・ガス・熱供給・水道業	3,000	(3.0)	3,000	(2.6)	—
情報通信業	1,000	(1.0)	1,000	(0.9)	—
運輸業・郵便業	2,392	(2.4)	1,974	(1.7)	△418
卸売業	1,800	(1.8)	1,900	(1.6)	100
小売業	2,397	(2.4)	2,304	(2.0)	△92
金融業・保険業	57,008	(56.2)	62,696	(54.4)	5,687
不動産業	6,722	(6.6)	7,028	(6.1)	305
物品賃貸業	17,200	(16.9)	23,000	(20.0)	5,800
学術研究・専門・技術サービス業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
宿泊業	300	(0.3)	300	(0.3)	—
飲食業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
教育・学習支援業	—	(0.0)	—	(0.0)	—
医療・福祉	484	(0.5)	458	(0.4)	△25
その他のサービス	53	(0.1)	395	(0.3)	341
地方公共団体	5,482	(5.4)	4,920	(4.3)	△562
個人(住宅・消費・納税資金等)	426	(0.4)	495	(0.4)	69
海外円借款、国内店名義現地貸	—	(0.0)	—	(0.0)	—
中央政府	—	(0.0)	—	(0.0)	—
その他	0	(0.0)	49	(0.0)	48
合計	101,501	(100.0)	115,229	(100.0)	13,728

(注) () 内は構成比です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
穀 作	4	—	△ 4
野 菜 ・ 園 芸	1	0	△ 0
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	7	6	△ 0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	101	88	△ 12
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	—	—
農 業 関 連 団 体 等	800	900	100
合 計	914	996	81

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	813	907	94
農 業 制 度 資 金	101	88	△ 12
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
そ の 他 制 度 資 金	101	88	△ 12
合 計	914	996	81

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、畜産経営体質強化資金が該当します。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	2018年度	2019年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,158	2,148	△ 9
合 計	2,158	2,148	△ 9

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

(8) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / C
破綻先債権額	2018年度	—	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—	—
延滞債権額	2018年度	12	12	0	0	100.00%
	2019年度	4	4	0	0	100.00%
3ヵ月以上延滞債権額	2018年度	—	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	2018年度	—	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—	—
合 計	2018年度	12	12	0	0	100.00%
	2019年度	4	4	0	0	100.00%

① 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。

② 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

③ 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

④ 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	担保・保証のない部分 (C)	貸倒引当金 (D)	保 全 率 (B + D) / (A)	引 当 率 D / C
破産更生債権および これらに準ずる債権	2018年度	4	4	0	0	100.00%
	2019年度	4	4	0	0	100.00%
危険債権	2018年度	7	7	—	—	100.00%
	2019年度	32	14	18	18	100.00%
要管理債権	2018年度	—	—	—	—	—
	2019年度	—	—	—	—	—
小 計	2018年度	12	12	0	0	100.00%
	2019年度	37	18	18	18	100.00%
正常債権	2018年度	101,932				
	2019年度	115,633				
合 計	2018年度	101,945				
	2019年度	115,670				

(注) 本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

② 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③ 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

④ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

- (10) 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
該当する取引はありません。

- (11) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2018年度					2019年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	264	311	—	264	311	311	335	—	311	335
個別貸倒引当金	14	0	—	14	0	0	18	—	0	18
合 計	278	311	—	278	311	311	354	—	311	354

- (12) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
貸 出 金 償 却	—	—

3. 有価証券に関する指標

- (1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	増 減
国 債	154,760	145,747	△ 9,012
地 方 債	40,357	34,615	△ 5,742
政府保証債	—	—	—
金 融 債	1,947	—	△ 1,947
短期社債	—	—	—
社 債	14,109	10,034	△ 4,075
外国証券	9,725	21,354	11,628
株 式	2,737	2,578	△ 158
受益証券	11,286	10,411	△ 874
合 計	234,924	224,741	△ 10,182

- (2) 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

【2018年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	12,135	43,098	32,279	7,282	-	59,337	-	154,133
地方債	6,066	12,350	12,172	5,171	242	1,544	-	37,549
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	3,317	1,746	937	301	2,137	4,494	-	12,935
外国証券	852	705	-	6,371	5,136	-	-	13,066
株式	-	-	-	-	-	-	3,682	3,682
受益証券	-	520	1,499	-	2,969	1,008	6,533	12,530
合計	22,372	58,421	46,889	19,127	10,486	66,385	10,216	233,897

【2019年度】

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	22,139	32,744	28,860	3,083	1,200	65,055	-	153,083
地方債	5,406	12,877	11,140	162	241	1,529	-	31,357
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	804	1,837	-	592	1,884	4,065	-	9,184
外国証券	-	701	2,016	7,256	5,351	-	-	15,326
株式	-	-	-	-	-	-	3,634	3,634
受益証券	-	3,065	1,436	-	2,118	887	1,938	9,446
合計	28,350	51,226	43,454	11,094	10,796	71,537	5,572	222,033

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しております。

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

	2018年度			2019年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種 類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,355	1,680	675	1,229	729	499
	債 券	203,292	194,965	8,326	182,962	176,816	6,146
	国 債	154,133	146,940	7,193	145,679	140,284	5,394
	地方債	37,529	36,622	906	31,078	30,473	604
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	11,629	11,402	226	6,205	6,057	147
	そ の 他	19,029	18,342	687	21,551	19,939	1,612
	外国証券	13,066	12,650	416	14,821	13,371	1,449
	受益証券	5,963	5,692	271	6,730	6,567	162
	小 計	224,677	214,988	9,688	205,743	197,485	8,258
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,327	1,533	△ 205	2,405	2,893	△ 488
	債 券	1,325	1,329	△ 3	10,663	10,776	△ 113
	国 債	—	—	—	7,403	7,470	△ 66
	地方債	20	20	△ 0	279	280	△ 0
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,305	1,309	△ 3	2,979	3,026	△ 46
	そ の 他	6,567	6,892	△ 324	3,221	3,417	△ 196
	外国証券	—	—	—	505	519	△ 13
受益証券	6,567	6,892	△ 324	2,716	2,898	△ 182	
小 計	9,220	9,754	△ 534	16,290	17,088	△ 797	
合 計		233,897	224,743	9,154	222,033	214,573	7,460

(2) 金銭の信託の時価情報

【運用目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	500	—	1,484	—

【満期保有目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	2018年度					2019年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

【その他の金銭の信託】

(単位：百万円)

	2018年度					2019年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	3,914	4,000	△ 85	—	△ 85	2,344	3,000	△ 655	—	△ 655

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

【金利関連取引】

該当する取引はありません。

【通貨関連取引】

(単位：百万円)

区分	2018年度			2019年度		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—
	為替予約	売 建	8	8	△ 0	8
		買 建	—	—	—	—
	為替オプション	売 建	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—
	計		8	8	△ 0	8

【株式関連取引】

該当する取引はありません。

【債券関連取引】

該当する取引はありません。

經營諸指標

1. 利益率

(単位：%)

	2018年度	2019年度	増減
総資産経常利益率	0.13	0.08	△ 0.05
純資産経常利益率	2.93	1.72	△ 1.21
総資産当期純利益率	0.09	0.07	△ 0.02
純資産当期純利益率	2.06	1.57	△ 0.49

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率

(単位：%)

	2018年度	2019年度	増減
期 末	8.12	9.14	1.02
期 中 平 均	7.34	8.56	1.22

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率

(単位：%)

	2018年度	2019年度	増減
期 末	18.72	17.60	△ 1.12
期 中 平 均	18.38	17.83	△ 0.55

- (注) 1. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題としており、2020年3月末における自己資本比率は16.96%となりました。今後も安定的な収益の積み上げによる内部留保の増加に努めてまいります。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	79億円（前年度 79億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	340億円（前年度246億円）

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	京都府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	50億円（前年度81億円）
償還期限	なし
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による破産手続きの場合）が発生している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により、借入日より10年が経過した日以降の利息支払期日にいつでもその全部または一部を償還可能

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度		2019年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	60,057		69,185	
うち、出資金及び資本準備金の額	32,681		41,997	
うち、再評価積立金の額	1		1	
うち、利益剰余金の額	28,375		28,347	
うち、外部流出予定額 (△)	1,000		1,160	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,340		4,678	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,340		4,678	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8,170		5,000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	72,568		78,864	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	3		5	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	3		5	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	

項 目	2018年度		2019年度	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する もの額	-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3		5	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	72,565		78,858	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	454,163		458,909	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 7,637		△ 3,354	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 7,637		3,354	
うち、上記以外に該当するもの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,660		5,813	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	459,823		464,723	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	15.78%		16.96%	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	2018年度			2019年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,585	—	—	1,935	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	149,699	—	—	165,688	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	12,434	509	20	13,981	761	30
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	42,201	—	—	35,735	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	4,316	431	17	3,930	393	15
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,023,891	201,353	8,054	1,068,047	209,289	8,371
法人等向け	76,454	44,146	1,765	86,571	46,862	1,874
中小企業等向け及び個人向け	31	22	0	33	23	0
抵当権付住宅ローン	109	38	1	103	36	1
不動産取得等事業向け	1,211	1,211	48	1,203	1,203	48
三月以上延滞等	11	11	0	4	2	0
取立未済手形	189	37	1	6	1	0
信用保証協会等による保証付	205	20	0	176	17	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	4,107	4,107	164	4,517	4,517	180
（うち出資等のエクスポージャー）	4,107	4,107	164	4,517	4,517	180
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	80,781	197,375	7,895	78,591	191,431	7,657
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,218	18,046	721	4,762	11,905	476
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	70,200	175,501	7,020	70,199	175,497	7,019
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	311	777	31	265	664	26
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,050	3,049	121	3,364	3,364	134
証券化	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	17,084	12,533	501	13,951	7,722	308
（うちルックスルー方式）	17,084	12,533	501	13,951	7,722	308
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		△ 7,637	△ 305		△ 3,354	△ 134

信用リスク・アセット	2018年度			2019年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,414,314	454,163	18,166	1,474,478	458,909	18,356
CVA リスク相当額 ÷ 8%		0	0		0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	1,414,314	454,163	18,166	1,474,478	458,909	18,356
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額（基礎的手法）	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		5,660	226	5,813	232	
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		459,823	18,392	464,723	18,588	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額} \div 8\%} \div 8\%$$

 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

2. 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスクの適切な管理を行っています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク編）」に基づいて、企画リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容の報告及び対応方針の検討を行っています。

また、当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき自己査定結果をもとに以下のとおり計上しています。

正常先・要注意先	正常先、要管理先およびその他の要注意先の貸倒実績率により計算した金額を繰り入れる。ただし、その金額が税法基準の法定繰入率により算定した額を下回り、かつ、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を繰り入れるものとする。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びⅣ分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を行う。

※ 予想損失率：貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	2018年度					2019年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	1,384,494	130,175	196,629	-	11	1,446,546	179,651	187,918	-	4
国外	12,734	-	12,734	-	-	13,981	-	13,981	-	-
地域別残高計	1,397,229	130,175	209,364	-	11	1,460,527	179,651	201,899	-	4
法人	農業	290	290	-	-	296	296	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	15,901	2,939	601	-	-	15,508	5,518	100	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	7,021	6,921	-	-	-	7,388	7,162	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,012	3,012	-	-	-	3,013	3,013	-	-
	運輸・通信業	8,139	3,393	402	-	-	7,717	2,974	200	-
	金融・保険業	1,130,971	84,723	13,043	-	-	1,192,651	126,173	9,901	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	25,815	22,841	100	-	-	31,377	28,953	-	-
	日本国政府・地方公共団体	189,375	5,484	183,890	-	-	183,746	4,921	178,824	-
	上記以外	15,823	-	11,326	-	-	17,923	-	12,872	-
	個人	568	568	-	-	11	638	638	-	-
その他	311	-	-	-	-	265	-	-	-	-
業種別残高計	1,397,229	130,175	209,364	-	11	1,460,527	179,651	201,899	-	4
1年以下	1,033,452	15,370	21,739	-	-	1,073,358	28,405	28,244	-	-
1年超3年以下	103,653	46,256	57,397	-	-	86,306	38,627	47,678	-	-
3年超5年以下	72,285	28,085	44,199	-	-	82,885	41,732	41,152	-	-
5年超7年以下	23,632	5,063	18,568	-	-	15,990	5,647	10,342	-	-
7年超10年以下	9,946	2,588	7,357	-	-	11,867	3,753	8,114	-	-
10年超	82,391	22,290	60,100	-	-	86,756	20,389	66,367	-	-
期限の定めのないもの	71,868	10,521	-	-	-	103,363	41,095	-	-	-
残存期間別残高計	1,397,229	130,175	209,364	-	-	1,460,527	179,651	201,899	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	2018年度					2019年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	264	311	-	264	311	311	335	-	311	335
個別貸倒引当金	14	0	-	14	0	0	18	-	0	18

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		2018年度						2019年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用	その他	目的使用	その他								
法 人	農 業	14	-	-	14	-	-	-	18	-	-	18	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・ 通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・ 保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	業種別計	14	0	-	14	0	-	0	18	-	0	18	-

(注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

	2018年度			2019年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	－	221,000	221,000	－	240,984	240,984
2%	－	－	－	－	－	－
4%	－	－	－	－	－	－
10%	－	6,026	6,026	－	5,619	5,619
20%	4,300	1,006,959	1,011,260	7,734	1,046,454	1,054,189
35%	－	109	109	－	103	103
50%	57,399	701	58,101	57,458	1,221	58,679
75%	－	30	30	－	31	31
100%	7,216	20,838	28,054	9,703	18,223	27,927
150%	－	7	7	－	1	1
200%	－	－	－	－	－	－
250%	－	72,638	72,638	－	72,990	72,990
その他	－	－	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－	－	－
合計	68,917	1,328,312	1,397,229	74,896	1,385,631	1,460,527

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年度			2019年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	4,600	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	1	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	3	—	—	2	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	1,501	—	—	1,508	—
合 計	—	1,505	—	4,600	1,512	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引にかかる運用限度額ならびにロスカット基準を設定し、適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引き渡し又は資金の支払いを行う取引ですが、当会では該当する取引は行っていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

2018年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	0	—	—	—	0
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	0	—	—	—	0
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	0	—	—	—	0

(単位：百万円)

2019年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	0	—	—	—	0
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	0	—	—	—	0
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	0	—	—	—	0

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

● 体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの取得については「運用限度額基準」にて、取得限度額および取得にかかる商品性の制限を定めております。また、「リスクマネジメントマニュアル」に基づき、一定の条件に抵触した銘柄については、評価等の状況および対処方針を月次のALM委員会に報告することとしています。

● 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

● 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

● 当社が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

● 当社が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当する取引はありません。

● 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

●内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（事務リスク編）」に基づき管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故（システム障害を含む）、②交通事故、③事務ミスに分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、厳格な資産査定を行い、「資産の償却・引当要領」、「有価証券減損処理基準」に基づいて適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク編）」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定しています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,682	3,682	3,634	3,634
非上場	53,318	53,318	53,318	53,318
合計	57,001	57,001	56,953	56,953

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

2018年度			2019年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
474	10	—	267	20	—

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

2018年度		2019年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
675	205	499	488

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

2018年度		2019年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	17,084	13,951
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

3月、6月、9月、12月の末日を基準日として、四半期ごとに IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会では、金利リスクにかかるヘッジ手段の取り扱いはありません。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の最長満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、主に保有する有価証券の残高が売却や償還等により減少したことによるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

●金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,528	18,236	1,443	1,601
2	下方パラレルシフト	—	—	1	7
3	スティープ化	12,855	12,988		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	1,866	2,205		
6	短期金利低下	—	10		
7	最大値	17,528	18,236	1,443	1,601
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	78,858		73,573	

● $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示

の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点)

有価証券、貸出金や預け金、貯金等の金融資産・負債の金利リスク量を分散共分散法によるVaR（信頼区間99.0%、保有期間1年）により算出し、各リスクファクター間の相関を考慮した市場統合VaRの計測を行っています。

- ・「内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減」は、11,930百万円と計測されました。当数値については、分散共分散法によるVaR（信頼区間99.0%、保有期間1年）により計測したものであり、当期末の ΔEVE とは定義および計測方法が異なるため、数値の差異が金利リスクの増減を示すものではありません。

●用語説明

- ・「 ΔEVE 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 ΔNII 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

ご参考

■ 府内JAバンク会員のご紹介 (2020年7月現在)

● 府内JA

JA名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数	ATM台数
京 都 市	615-0046	京都市右京区西院西溝崎町24	075-314-0898	16	18
京 都 中 央	617-0826	京都府長岡京市開田4-14- 8	075-955-8571	19	17
京都やましろ	610-0331	京都府京田辺市田辺鳥本1-2	0774-62-1200	17	25
京 都	621-0806	京都府亀岡市余部町天神又2	0771-22-5505	31	58
京都にのくに	623-0053	京都府綾部市宮代町前田20	0773-42-2092	14	25
5 JA		計		97	143

● 当 会

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M台数
本 店	601-8585	京都市南区東九条西山王町1番地	075-681-2412	1

京都府内農業協同組合一覧図



ご参考

■「JAバンク相談所」のご案内

JAバンクは、お客様の声を誠実に受止めます。

JAバンク相談所の ご案内

「JAバンク相談所」は、公正・中立な第三者機関で、JA等の信用事業に関するお客さまの苦情を受付けます。

「JAバンク相談所」は、お客さまから苦情のお申し出があった場合には、これを誠実に受け、お客さまのご了解を得たうえで、当該JA等に対してお申し出のあった苦情の迅速な解決を求めます。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へお申し出ください。

一般社団法人JAバンク相談所

電話番号 ◆ 03-6837-1359

受付時間 ◆ 月～金曜日 午前9時～午後5時

(祝日および金融機関の休業日を除く)

法定開示基準項目の掲載ページ

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1. 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織・・・・・・・・・・24
- (2) 理事・経営管理委員及び
監事の氏名及び役職名・・・・・・・・25
- (3) 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・25
- (4) 特定信用事業代理業者に関する事項・・25

2. 主要な業務の内容・・・・・・・・・・30

3. 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における
事業の概況・・・・・・・・・・15
- (2) 直近5事業年度における
主要な業務の状況・・・・・・・・・・17
 - (i) 経常収益
 - (ii) 経常利益又は経常損失
 - (iii) 当期剰余金又は当期損失金
 - (iv) 出資金及び出資口数
 - (v) 純資産額
 - (vi) 総資産額
 - (vii) 貯金等残高
 - (viii) 貸出金残高
 - (ix) 有価証券残高
 - (x) 単体自己資本比率
 - (xi) 剰余金の配当の金額
 - (xii) 職員数
- (3) 直近の2事業年度における
事業の状況・・・・・・・・・・54
 - (i) 主要な業務の状況を示す指標
 - (ii) 貯金に関する指標
 - (iii) 貸出金等に関する指標
 - (iv) 有価証券に関する指標

4. 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制・・・・・・・・・・13
- (2) 法令遵守の体制・・・・・・・・・・7
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化
のための取組の状況・・・・・・・・18
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 10

5. 直近の2事業年度における財産の 状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書・・・・・・・・40
- (2) 貸出金にかかる額及びその合計額・・55
 - (i) 破綻先債権に該当する貸出金
 - (ii) 延滞債権に該当する貸出金
 - (iii) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - (iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3) 元本補填契約のある信託に係る
貸出金に係る事項・・・・・・・・60
- (4) 自己資本の充実の状況・・・・・・・・65
- (5) 取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益・・・・・・・・61
 - (i) 有価証券
 - (ii) 金銭の信託
 - (iii) デリバティブ取引
 - (iv) 金融等デリバティブ取引
 - (v) 有価証券関連店頭デリバティブ取引
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び
期中の増減額・・・・・・・・60
- (7) 貸出金償却の額・・・・・・・・60

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条） 役員等の報酬体系・・・・・・・・26

JAバンク京都信連